

平成 2 7 年第 5 回定例会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 27 年第 5 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 27 年 6 月 16 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 27 年 6 月 25 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 27 年 6 月 25 日 午後 3 時 38 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	竹俣信行	○	教育長	林伸行	○
総務課長	齊藤昭一	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総務課主幹	小泉政敏	○	生涯学習課主幹	藤原勝美	○
住民企画課長	伊藤泰広	○	学校給食センター主幹	佐藤美則	○
住民企画課主幹	篠原裕佳	○	農業委員会事務局長	横山智	○
住民企画課主幹	森井研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤昭一	○
保健福祉課長	石川篤	○	選挙管理委員会次長	小泉政敏	○
保健福祉課主幹	小野淳子	○	監査委員事務局長	川口昌志	○
産業振興課長	横山智	○			
産業振興課参事	小南雅誉	○			
産業振興課主幹	小野敏明	○			
建設課長	松橋正樹	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
建設課主幹	竹内秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	川口昌志	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 村田 政義 4番 乃村 吉春
2			会期の決定	自6月25日 2日間 至6月26日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	議案	51	津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	52	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	53	乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	54	平成27年度津別町一般会計補正予算（第1号）について	
10	〃	55	平成27年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
11	〃	56	平成27年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
12	〃	57	平成27年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	58	平成 27 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
14	〃	59	平成 27 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について	
15	報告	4	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
16	〃	5	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
17	〃	6	株式会社相生振興公社の経営状況について	
18	〃	7	例月出納検査の報告について（平成 26 年度 1 月分、2 月分、3 月分、4 月分、平成 27 年度 4 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまから平成 27 年第 5 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
3 番 村 田 政 義 君 4 番 乃 村 吉 春 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 26 日までの 2 日間にしたいと思います。
ます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 6 月 26 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（川口昌志君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。なお、本日、副町長並びに保健福祉課長が公務のため、出席が遅れるとの報告を受けてございます。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに、第5回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、5月臨時議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、津別町森林バイオマス熱電利用構想に係る丸玉産業株式会社と連携した熱供給事業についてであります。津別町の地域資源である木質バイオマス等を活用した町づくりを推進するため、平成24年1月に津別町森林バイオマス利用推進協議会を設置し、協議を重ね、平成25年3月に津別町森林バイオマス熱電利用構想を策定したところであります。

本構想の主要事業に、丸玉産業株式会社（津別単板協同組合）が整備しています木質バイオマスボイラーの余剰熱を活用し、認定こども園などに熱供給を行う事業があり、その実現に向け、協議会での検討や事業導入可能性調査を実施するなど、準備を

進めてまいりました。

本事業を環境省に申請したく、6月5日に丸玉産業株式会社を訪問し、大越社長と協議を行い正式に事業提案書を提出したところ、6月10日、同社より松岡工場長が来庁され、次のような考えが示されました。「ボイラーの設備については、蒸気設備容量70トンに対し冬季の負荷は最大62トンで、10%程度の余力をみて運転するのが適正な状態であり、将来新商品の開発等により蒸気使用量が増加した場合、本業への影響が懸念されること。また、燃料となる林地未利用材の収集方法が全国的にまだ確立されておらず、収集は試験的な試みの状況にあり、計画的な量的確保は難しいと考えていること。さらに、いかなる場合においても公共性が優先されることから、燃料が集まらなかったとあって、一方的にエネルギー供給を停止することは難しいと考えたとき、当社として責任を果たす自信がないこと。」として、熱供給事業の実施を辞退したい旨の申し出があり、断念せざるを得ない状況となりました。

本事業につきましては、地域の基幹産業である丸玉産業株式会社と連携した再生可能エネルギーによる熱の供給という、津別町ならではの取り組みであることから、広く町民の皆さまにも周知を図ってきたところですが、不安要素がある中での事業の実施は、関係するすべての機関にご迷惑やご負担を掛ける可能性がありますので、現時点において事業の実施は困難と判断したところであります。

大変残念なことでありますが、木質バイオマス等の地域資源を活用した町づくりは、今後も重要なテーマであることから、津別町森林バイオマス利用推進協議会については組織を継続し、林地未利用材等の資源循環体制の構築や、木質バイオマス等の利用拡大をテーマに協議を継続していくこととなりましたので、町としましても引き続き地域資源循環型による低炭素の町づくりを進めてまいり所存であります。

次に、降雹による農業被害についてであります。6月14日、午後2時ごろより、相生地区を中心に降雹が発生し、二又地区においても雹混じりの豪雨となり、農作物に被害が発生しました。翌15日に、町、農協、農業改良普及センター美幌支所、日甜美幌製糖所津別原料事務所による合同調査を実施し、その結果、被害農家9戸、被害面積160ヘクタール、(ビート66ヘクタール、小麦35ヘクタール、馬鈴しょ35ヘクタール、デントコーン9ヘクタールほか)に及ぶ、過去に例のない規模の被害となり

ました。

葉が傷んだビートは再生する可能性が高いと判断されるものの、穂が折れるなどの深刻な被害を受けた小麦、小豆、かぼちゃの一部圃場では、廃耕も考えられています。今後におきましては、病気の発生を抑え、被害を最小限に食い止めるよう、各関係機関と連携を図り対応してまいります。

次に、友好都市台湾二水郷との交流についてであります。5月19日、津別町より、中学生の相互交流の推進に関して力強い賛同の言葉をいただいたお礼と、津別町日台親善協会が二水郷への訪問を予定していることから、訪問にあたって最良の時期を尋ねたところ、6月9日、二水郷より返事が届きました。要約しますと、二水郷の今年の跑水祭は、11月14日と15日に予定しており、町長及び津別町日台親善協会の皆さまにご出席いただきたいというもので、中学生による相互訪問交流の件については、二水国民中学校の校長と話し合ったところ、着地接待という方式、これは、(相手国への渡航費用はそれぞれが負担し、到着後にかかる費用は相手側がもつというもの)が実現可能ではと考えており、詳しくは双方でさらに検討しましょうという内容でした。ようやく前進の兆しが見えてきましたので、当町におきましても、学校関係者と打ち合わせを行い、実施内容を具体化していく考えであります。

次に、地域おこし協力隊の異動についてであります。まず4月1日より観光協会事務局として竹内憲宏さんが活動を開始しています。昭和39年生まれの50歳で、妻子を愛知県に残しての単身転入です。幼少期に北見市、学生時代に小樽市、またトマムリゾート勤務と北海道に居住した経験があります。

続いて、5月末で相生で活動していた檜山栄味子さんが、ルポライター活動に力を入れたいとの希望により、早期退任となりました。相生には住み続けたいとの希望はあり、協力隊員である夫の知弘さんとともに相生に引き続き居住しております。

また、6月1日からは、主に道の駅あいおいを活動拠点とする曾根一毅さんが活動を開始しました。昭和54年生まれの35歳の独身で、旭川市出身です。祖父母が経営していた食堂やホテル業、レストランチェーン店等の飲食業調理業務を中心に勤務していた経験を生かしていきたいと希望しています。これらの異動により、現在の協力隊員は5名となっておりますが、新規隊員をはじめ、ご指導方、よろしくお願ひいたし

ます。

次に、ラグビーワールドカップ 2019 札幌開催に向けた協力要請についてであります
が、6月11日、北海道ラグビーフットボール協会の津軽敦志副理事長ほか2名が来庁
し、道内各地域との連携やラグビーの普及啓発のさらなる推進のため、従前からトッ
プリーグや大学等の合宿受け入れを行っている本町に対し、表敬訪問を兼ねた協力要
請がありました。

協会からは、今後の普及活動を推進する上で、小学生を中心としたラグビーの
推進事例等が紹介され、選手、ファンだけでなく、それをサポートする人々も含めた
「ラグビーファミリー」の増大を図る内容の説明と協力が求められましたので、今後
とも、ラグビー合宿受け入れを通して、競技に対する関心度を高め、幅広い年齢層へ
の普及拡大を図ってまいります。

次に、まちなか再生事業についてであります。6月12日、中央公民館において、
「キックオフ・シンポジウム」を開催し、町内外から125名の参加がありました。

最初に、事業プロデューサーである筑波大学大澤義明教授による事業の趣旨説明が
行われ、続いて筑波大学客員教授でもあるJリーグ鹿島アントラーズの井畑滋社長に
よる「逆境を強みに」と題した基調講演、さらに東京国際映画祭パートナーシップグ
ループマネージャーで筑波大学非常勤講師の小西弘樹氏による「ローカルパスタ
イム（地域の娯楽）とその可能性」と題しての講演、国土交通省北海道開発局道路計画課
の和泉晶裕課長による「北海道における道路と地域の活性化」と題した講演が行われ
ました。

後半は、前日11日に行われた学生5名とまちなか再生協議会委員によるワークショ
ップの結果を、「生活・交通とコンパクトシティ」、「空き家・空き店舗・空き地対策と
まちなみ景観」、「人口減少対策」、「6次産業課と担い手育成」の4つのグループの代
表者が発表したところです。

今回のシンポジウムには、筑波大学 中川昭教授、小樽商科大学 大津晶准教授と
学生4名、ふるさと財団 土居俊彦部長ほか2名も参加され、大変密度の濃いシンポ
ジウムとなり、今後の事業展開に期待をしているところです。

次に、北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使の取り組みについてであります

が、実行委員会により応援ツアーが実施されました。6月13日にはイースタンリーグが別海町宮野球場で開催され、津別町から15名が観戦し、熱い声援を送りました。大嶋匠選手は残念ながら出場しませんでした。今後の活躍に期待したいと思います。

また、6月14日、札幌ドームで開催された横浜DeNAベイスターズとのセ・パ交流戦は、41名が観戦し、ドームを埋め尽くした3万6,354人の観客とともに声をからして熱い声援を送りました。中田翔選手は、4打数2安打1得点で、3対1の勝利に大きく貢献しました。シーズン後半戦においても、中田選手とチームの活躍に期待するとともに、津別町も多彩な取り組みにより応援を続けてまいります。

次に、殉公者追悼式についてであります。6月15日、新緑さわやかな平和の碑広場におきまして、戦没者のご遺族をはじめ、ご来賓、関係者など62名のご臨席をいただき、厳粛のうちに追悼式を執り行いました。今なお、世界に戦火のやむ日はなく、大戦から学んだ尊い教訓を語り継ぎ、参列された皆さまとともに、平和への誓いを新たにしたいところです。

次に、大地と海をつなぐ植樹についてであります。6月16日、網走川流域の四つのJA、網走漁協、西網走漁協、網走開発建設部、オホーツク総合振興局、さらに流域の各自治体の関係者等140名が参加し、津別川と網走川合流地点の左岸において植樹が行われました。自然環境の保全と回復に努め、豊かな自然を未来に残すことの大切さと、海と大地にかかわる産業の共存と共生を目的として、ヤチダモ、ハルニレなど4種類の広葉樹苗木約220本を植樹したところですが、津別町もその役割をしっかりと果たしてまいります。

また、今回は、北海道日本ハムファイターズの応援大使津別実行委員会も参加し、津別町の応援大使を務める中田翔、大嶋匠両選手の今季この日までの本塁打数22本にちなみ、バットの原料となるアオダモの植樹を行い、両応援大使のさらなる活躍を期待したところです。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。6月22日現在、一般土木工事関係については、町道108号線改良舗装工事ほか7件、7,435万8,000円(35.4%)、一般建築工事関係については、津別小学校職員室等移設工事ほか7件、8,589万3,000円(44.4%)、上・下水道工事関係については、7号汚水幹線管渠新設工事ほか8件、

1億2,846万6,000円(60.9%)、設計等委託業務関係については、活汲橋ほか1橋橋梁補修設計業務ほか4件、1,933万2,000円(30.2%)であり、平成27年度予算分について総額3億804万9,000円で45.4%の発注率となっており、今後も適時発注に努めてまいりたいと考えております。

なお、今議会におきまして、条例改正及び新年度補正予算の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長(鹿中順一君) 日程第5、一般質問を行います。

質問及び答弁は、一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は最前列の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問が完結し、次の質問に移る場合は、次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんので、ご了承願います。

質問時間は、答弁を含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順にしたがって順次質問を許します。

2番、白馬康進君。

○2番(白馬康進君) [登壇] それでは議長のお許しを得ましたので、先に通告しておりますところの津別町森林バイオマス熱電利用構想の取り組みについて質問をさせていただきます。

森林バイオマス資源を利用したまちづくりを目指し、平成25年に津別町森林バイオ

マス熱電利用構想を策定し、これに沿って今日取り進めてきましたが、今回この計画を断念せざるを得ないことに対し、今後この取り組みについて町としてどのような考え方で取り進めようとしているのか、その展望を伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今白馬議員さんのご質問に対しましてお答え申し上げたいというふうに思います。

本町は、地球温暖化対策や東日本大震災後の再生可能エネルギー利用に対する機運の高まりを受けまして、地域の特性である木質バイオマスを主体とした再生可能エネルギーの利用を推進し、資源循環型社会の構築を図ることを目的として平成24年1月、地元の企業や団体並びに国、道の関係機関、また、試験研究機関のご協力のもと「津別町森林バイオマス利用推進協議会」を設置いたしまして、協議や試験、調査を重ね、平成25年3月に「津別町森林バイオマス熱電利用構想」を作成したところでございます。

構想の主要事業といたしまして、丸玉産業株式会社、実質的には津別単板協同組合が整備いたしています木質バイオマスボイラーの余剰熱を活用させていただき、認定こども園や農業用施設などに熱エネルギーを供給する事業を計画してきたところでございます。その事業の実現に向けまして、バイオマス利用推進協議会での検討や調査を行うとともに、事業導入の可能性調査を実施し、準備を進めたところでありましたが、行政報告のとおり丸玉産業株式会社より熱供給を行うために必要となる蒸気がボイラーの容量不足により生産できなくなる恐れがあることや、蒸気を発生するために必要となる林地未利用材などの燃料の収集方法がまだ試行の段階であり、必要量の確保が困難であると考えられることなどから、安定した熱供給が行えない可能性があることといたしまして、事業辞退の申し出がありました。このため、大変残念ではあります。が事業の実施を断念せざるを得ない状況となったところであります。

今後の取り組みについてであります。津別町森林バイオマス熱電利用構想は、丸玉産業と連携した熱供給事業が主要な取り組みではあります。津別町の各種公共施設などにおいて木質バイオマスを中心とする再生可能エネルギーを活用したまちづくりや、産業や地域雇用の活性化を目指すことが最終的な目的でございます。

認定こども園には既に木質ペレットボイラーを導入し、現在検討を進めています西町団地も木質ペレットボイラーによる集中暖房を検討しており、構想に即して木質バイオマスを取り入れたまちづくりを進めているところです。これに伴いペレット生産量の増加が想定され、材料となる林地未利用材などの収集が必要となってくることから産業の振興にもつなげるものと考えているところです。

そのためには、地域で関係機関が連携して取り組むことが重要になることから、去る6月16日に開催の第10回津別町森林バイオマス利用推進協議会におきまして、主要事業が中止になった報告とあわせ、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを導入した町づくりを推進していくためには、地域の各関係機関が共通認識を持ち、連携しながら取り組むことが重要であるとし、協議会の継続と今後の検討テーマなどについて協議を行ったところです。その結果、林地未利用材などの町内循環体制の構築や、町内における再生可能エネルギー設備の導入拡大などをテーマに、引き続き協議を継続していくことが承認されたところでございます。

また、本町は今年度、環境省の事業である「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業のモデル17地区の一つに選定され、本町における地域資源を活用した低炭素社会の形成や、木質バイオマスによる熱供給、林地未利用材などの利用促進といった環境の取り組みを核に、地方創生を図る津別町モデル地域創生プランを策定することとなっております。このため、このプランも参考としながら津別町森林バイオマス熱電利用構想の取り組みを、引き続き進める考えでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） [登壇] まず最初に思うことですが、先ほどの町長からの行政報告で、今回の森林バイオマス熱電利用構想の計画を断念せざるを得ないという理由については、私としてもとても残念ながらも理解するところであります。

その上でお聞きしますが、ただ、この構想計画においては、町長の公約推進の一つでもあり、既に町民向けに報告会を開催するなどして、できるだけ多くの町民の人たちに周知しているのではないかと思います。特に町民の多くの方は、このことに対し

てはそれだけに大きな期待感と感心を持ってきているのは確かだと私は思います。

ぜひ今後の方針を含めて、何らかの形で町民に対して、このことに対する説明をしていくことが望ましいのではないかと思います。このことに対して町長はどのように考えられるかまず聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 非常にこの事業が供給元のほうからなかなか難しいという結論でございましたので、この事業を進めていくためには相手方の協力というのが欠かせないものになっております。順調に進んできたなというふうに考えておりましたけれども、本業のところのことをいろいろ考えると、こういう結論に至ったということですので、やむを得ない部分があるのかなというふうに考えております。

先ほど1回目の答弁でもお話ししましたように、これは熱電利用構想は、丸玉産業さんの熱を活用させていただくということが主要な事業でありますけれども、もともとでいきますとやはり環境基本計画等々を低炭素社会をつくっていくという内容でありますので、今進めている内容もありますのでその部分をさらに拡大してまいりたいなというふうに思っているところです。

そして、町民への説明については、これからさまざまな形で広報等出るというふうに思いますし、また、マスコミなどの記事も出てくるかというふうに思います。これ、今年のまちづくり懇談会等々でも多分ご質問などが出てくるかというふうに思いますけれども、この事実を伝えるということで進めてまいりたいというふうに思いますし、またその後の進めもお話しをしましたけれども、ぜひその先を聞きたいということであれば、今出前講座等々も制度として持っておりますので、そういう町民の方が積極的に仲間を集めて、そして職員を呼んで話を聞くということも、一方ではぜひお願いしたいなというふうに思っています。

それと、6月10日にそういう回答があったところでもありますけれども、少し落ち着いた段階で、町として必要としているのは最大70トンのうち3トンを活用させていただきたいということでもございましたけれども、また時期を見て、何トンなら可能なのか、あるいはこれからも、あすの補正予算にも入っているかというふうに思いますけれども、林地未利用材の収集については、またコンテナの増設も考えておりますので、

それらも引き続きしっかりと山から未利用の木を運んで来るというシステムをこれから強化していく予定になっておりますので、そういうものがしっかりと対応をとれた段階でこういう形に町として努力をしてきましたので、もう一度協議をしていただけないかどうかというようなことも時期を見て話し合ってみたいなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君）〔登壇〕 ただいまの町長の町民に対する姿勢、私どももこの報告会が終わりましてから、町民の方々がより関心を持ちまして、まるで夢のような構想で、この構想というのは果たして実現されるのですかということは何人かから問いただされました。しかし、着実に私は協議会の検討を含めまして進むと思っていましたから、私としてはこれは実現可能ですよ、と私は町民にはそういうふうに周知しました。

ですから、私はこれから恐らく広報だとかマスコミのあれだとかということで流れると思いますけれども、この質問においても流れると思いますけれども、何だったのかと。それだけでもうあれかということで、断念せざるを得なかったのかということになると、これはやはりいささか町の責任とは言いませんけれども、相手あることですから、丸玉さんの事情も踏まえて、やはり今日に至ったことは、やはり町民にできるだけわかりやすく説明を加えていってほしいなと思っていますし、また、今後に対する後半の質問になりますけれど、それらに対しても果たしてこのような画期的な構想が本当に将来展望としてつながっていくのかどうか、その辺もちょっと私はちょっと気にかかって町長に最初に質問しましたが、この辺どのように伺いますか、もう一度確認したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 行政報告は町民向けに行いますので、この内容で大体かいつまんだことは書かれているというふうに認識しております。今後も先ほど言いましたように、丸玉さんとの関係については、また時期を見てというふうに自分としては考えておりますけれども、今一回目の答弁でもお話ししましたとおり環境省のほうで「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業という非常に長い事業なのです

けれども、これは町が費用を出すものではなく、環境省が全国的に17の地区を選定してその中に津別町が入ったということでもありますけれども、それだけ津別町の可能性に期待をしているということだというふうに思います。そこが環境省のほうでコンサルと契約をして、これから津別町にさっそく入って地域創生の実現プラン、これを策定する業務に入っていきます。ですから、それと引き続いて残ります地元の協議会、こことまた役員も多分ダブってくるかというふうに思いますけれども、そこをしっかり話していただきながら、さらなる低炭素社会づくり、それを強力に進めてまいりたいなというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） [登壇] このことについては、いろいろと町長の今言ったような考え方もありますけど、ただ、政治姿勢としてとらえた場合においては、やはり町民にやっぱりきちっとした理解を求めていくということが必要ではないかと思えますので、その辺ひとつ十分な心構えでいってほしいと思います。このことについてはわかりました。

それで、ちょっと次に具体的な質問に入りたいと思います。町長の展望において、答えを私今後の取り組みについても一応答えをいただきましたけれども、丸玉さんのボイラーの供給量の関係で、供給が安定的にできないということは理解しましたけれども、津別町が今後各種の公共施設において木質バイオマスを中心とする再生可能エネルギーを中心にしたまちづくりや産業地域を目指して最終的に目的として進んでいくということもわかりましたけれども、そこでお聞きしたいわけですけど、確かこの森林バイオマス熱電利用構想計画を進める上で、協議会で検討してきたことは、ステップ1からステップ3まで3段階に設定しているわけでありまして。今日熱電利用中止のために、ステップ1とステップ2が、全くこの検討自体が実現不可能となったのではないかと私は思います。しかし、町長の言っている先ほどの答えの中を見ますと、ステップ3は、これは町全体の公共施設において木質バイオマスを中心とする可能な限りのエネルギーを利用したまちづくりについてだけステップ3は残っているわけですから、この部分においては私はまだ残されている部分でないかと思えます。最初に全くこのステップ1もステップ3までが全部私はだめになっちゃうのかなという感じを

最初は抱いたわけですので、ここで聞きたいわけですが、このステップ1、2は、これは資料がありますから先ほど林地材の確保だとか、いろいろステップ1、2では描いてはいますが、このステップ3においては、認定こども園だとか、特養関係なく周辺の公共施設関係なく、町全体の公共施設の中で十分にこの木質バイオマスを中心としてやっていくというわけですが、この辺は確認のために聞きますけど、この辺はどの辺まで考えられていくのか、この辺ちょっとかいつまんでですけど、よくわからないところがあるわけですが、わかりやすく説明してほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 皆様にもこういう森林バイオマス熱電利用構想という冊子が当時配られて、考え方をずっと載せているわけです。町民の皆さん用には、こういうダイジェスト版を配ってお話をしているところでもありますけれども、要は、これは先ほど言いましたように、だんだんこの策定したときが平成24年の1月に協議会が立ち上がったわけですが、もちろんその前の年からさまざまな準備が進められてきたところですよ。

そのときにちょうど東日本の大震災等々ありまして、福島の問題等々がありました。新しいエネルギーにシフトすべきではないかというような世論の高まりもあって、ちょうどそういう時期にピッタリはまる中で、町内でエネルギーが地産地消できるような形をとっていければ、それが一番すばらしいことだな。その中で、津別町の特長としては、やはり木のまちですので木質バイオマスというところに、ある意味重点を置いていったらどうだろうかということを進めてきたわけですが、そのほかにまた再生可能エネルギーには太陽光だとか風力だとか、地熱だとか、さまざまなものがござえますけれども、こういった例えば太陽光も含めて、これはステップ1、2、3の中で、またここにも書いてありますように複合利用と、再生可能エネルギーの、これがステップ3に入っていますけれども、そういうようなことを何をどうしていくのかと。どういう規模でということが、これからまた協議会の中でさまざま詰められていくものだというふうに認識しているところです。そこには、たくさんの専門家も入っておりますし、研究機関も入っております。そういう方たち、そして輸送

するトラック業界の人たちも入っていますし、町内の木材界の人たちも当然入っています。そういう中で、こういうできるところから順次進めていくということになるのかというふうに思います。

このステップ1は、1、2年でやろうということ。それからステップ2は、中期で5、6年かけてやっていこうと。そして、そのあとの最終の第3ステップは、長期の10年後を目指していこうということでありまして、このステップ1の燃料用資源の確保、林地未利用材の、これも実験をしながら今さまざま進めているところです。

それから熱エネルギー利用の確保ということで、これは丸玉産業さんの熱利用だけではなくて、ほかの部分といいますかペレットもございまして、そういうところであれば、既に認定こども園ではペレットボイラーが入って、そこで暖房施設が既に使えるような状況になっています。そこにさらにコストを低くするために丸玉さんの熱が利用させていただければ、さらにそれに越したことはないということで進めているところです。

それから、公共施設での熱利用、ステップ2で。それから、再生可能エネルギー複合利用に向けた検討、何がどうできるかというようなこと、ステップ3に向けての。それらが、これから先ほど言いましたように環境省もこういう津別の進めている協議会で行っていること、そして構想に基づいてさらに協議を進めているという内容に着目をいたしまして、今回全国の17地区のうちの一つに選定されたということでありまして、今度はそこも新たに戦力として加わると言ったらあれですけども、協力を願えることになりますので、より現実的なものがこれから出てくるだろうというふうに期待しているところであります。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君）〔登壇〕 今町長から答弁を聞いて、私は、このステップ1からステップ3まで、先ほど言いましたけれど、ステップ1、2は、もう熱電供給できないからこの分は熱電中止のために全くこのことにおいてはもう取り進めないのかなと聞いたのですが、何か町長の話を知っていると、まだこれらも短・中・長期的に、これを段階的にこれを設定しながら進めていくのですけれども、まだこの部分も1、2も、先行き何か実現していくような可能な道があるのかなということで、私は

そういうふうに受けました。ですから、私はこの部分は、本当に流れとしてはわかりますけれども、全く期待はできなのではないかと思います。それで、ステップ3においては、先ほど町長の言ったとおり、バイオマスを中心としたいろいろな住宅だとか公営住宅だとかいろいろなものに取り入れることはできますから、この点においてはわかりますけど、その点において、どうもちょっと今の答えでははっきりつかめませんので、再度聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 再生可能エネルギーというのをまずご認識だというふうに思うのですが、それはさまざまなものがあります。木質バイオマスであったり、先ほど言いましたように太陽光であったり、風力であったりさまざまあります。そもそも平成19年に津別町は、バイオマスタウン構想というのを認定されて、それに基づいてご承知のごみの分別だとか、そして生ごみを堆肥にして、そして還元をしてくださるとか、そういうもともとの対応があったわけです。

そういう中で、今度さらに山で捨てられている木質のバイオマスを上手に活用して、そしてペレットで活用していけないかということで、その取り組みも始まって、そして今では協同組合も設置されて、それが自前でできるような状況になってきています。そして、その話の中で、丸玉さんも平成19年に今のバイオマスエネルギーセンターができて、そして実際に可動し始めてさまざまな所から注目を受けて、いろんな賞をある意味総なめをしていったわけですが、そういう中で余っている熱を、あるいは電気を上手に使うことはできないかということで、当時担当されていた職員の方も非常に熱い思いを持っておられまして、私どもと意見が非常に合って、そしてやってみましょうということで協議会も立ち上がって、この間ずっときているわけです。

ですから、その部分が今丸玉さんの部分が、今なくなったわけですが、しかし、それまでずっと続けてきたこと、それからペレットも含めてこれから拡大しようとしていること、これも林地残材をペレットにして使うという再生可能エネルギーなのです。それは、化石燃料を使えば、その場で終わりますけれども、植林して使えばずっと半永久的にそのことが続いていくという取り組み、それが低炭素社会につながっていくのだということをご大きな志と申しますか、目的として今進めている。その中

の一つ、確かに大きな部分を占めていた丸玉産業さんの部分については現在非常に残念なことになりましたけれども、それをもってすべてが終了するという事ではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君）〔登壇〕協議会に託して検討し、またこれ専門的なことも入ってくるので、私は専門的なことはわかりませんが、理想というのはある程度取り組んでいくということは、丸玉さんが断念されても大卒では私は理解をしているところですが、しかし、これは何ぼ理解をしても着実にやっぱり実現可能なものにしないでほしいのです、町長、これは。何ぼ理想を語っていても、想定していても、やはり最終的には、何年かかってもやはりきちっとした実現になっていかなかったら私は本当にこれは意味がないと思います、はっきり言って。

そのためには、先ほど言ったステップ1からステップ3までが、きちっと順次じゃあ本当に流れとして検証しながらやってきたわけではないでしょう。これからこういう形でやるということで協議会でも検討したと思います。たけど、町長の答えを聞くと、何か時間をかけていくことによって、これらすべてが何か少なからず解決していくように聞こえるのです。ですから、私はこのことにおいては、ちょっとはつきりつかめないところがあるのです。これをもし町民に説明するとなったら、この部分しかありませんよと、あとは熱電供給できないからあとのものにおいては、ちょっと無理ですねと言ったことがあるのです、この間も。ですからその辺がきちっとやっぱり理解されなかったら、町民もわからないと思うのです。だから、これをくどくどくどくどく私今やっても仕方ないですから、これはもう投げかけ方がありませんので、このことにおいては町長がそういうことですので、一応理解はしていませんけれども、そういうことだということはわかります。

いずれにしても、今後とも再生エネルギーを活用したまちづくりを目指していくことにおいては、町としては、町長もさっき言ってましたけれども、ペレットの導入拡大をはじめ、またほかにも最初から複合的なものもやるということで、他にも先ほど述べている太陽光だとか、地熱だとかいろいろ活用の選択肢はあろうと思いますけれども、町としては、いろいろ選択肢はあってもペレット一本でいくのかどうか、

またほかの再生エネルギーの活用も考えているのかどうか、この辺の取り進めについては、町長は頭の中で描けると思いますけれども、この辺はどういう考え方を持っているのか、この機会に聞いておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、先ほどお答えしたというふうに思います。再生可能エネルギーの種類をいろいろお話ししましたその中で、例えば太陽光もありますよということで、そして、このステップ1、2、3でご覧になっていると思いますけれども、再生可能エネルギーの複合利用に向けた検討ということも、ここで入れているということですから、ペレットと太陽光の結び付きだとか、そういうこともこの協議会の中で何をどうしていったら有効的なのかということが検討されていくということですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） [登壇] さっきの答えで言ったと言いますが、私が言っているのは、うちは初めからペレットでやってきていますよね、ですから、例えば複合的な利用というのは、風力なのか太陽光なのか、いろいろあると思うのです。ですから、そのことを私は確認しているわけで、複合的な利用ということは、ほかのやっぱり再生可能なエネルギーもやっぱり含めて、きちっと今の段階でも考えていかなかったら、それは協議会の進め方によっては、そういうことも考えられるというけど、町長自身がそういうあいまいな答えを出すとなると、ちょっと私はもう一回聞きたいと思いますが、お願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ここに委嘱をしているのです。検討してくださいということで、私の委嘱状を出して、そして、もちろん報酬も参加のたびにお支払いして、そこが構想をつくって、そしてまた引き続いて今回の6月16日の10回目でステップ1、2、3がまだずっと続いているので、それで熱供給は何も丸玉さんだけの問題じゃないものですから、ペレットだって熱供給をしているわけですので、そういうものをさらにまだ研究しなくちゃならない分野があるので、それを引き続いてやっていこうと、協議会は続いていこうということになったという報告を受けていますので、引きつい

て町長としてはお願いをしたいということで、そして専門的な研究を進めてください、そして提案をお願いしますというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君）〔登壇〕ある意味では協議会に委ねていることでないかと思えますから、ある程度協議会もやっぱりこれからも検討によってどのような方向が示されるのか、ある程度今の時点ではそういうことでないかと私も理解をしますから、これ以上、このことについて、どうだこうだというのは押し問答はしたくありませんので。ただ、私が聞こうとしていることだけは、ひとつ町長頭に入れておいてほしいと思います。

そこで、では、最後になるかもしれませんがお聞きしておきますけど、今町長いみじくも協議会にこの今回の断念せざるを得ない報告をしたと。そして、協議会ではこの断念したことの報告を受けまして、何か協議会として協議会の人たちから異論はないと思いますけど、理解はしてくれたと思いますけれども、その中で何か得たというか反応があったのかどうか、もしあれば聞かせてください。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（竹俣信行君） 私協議会の会長でございますので、その今のご質問に対してお答えしたいと思います。

6月16日の協議会において具体的な内容、今回の経過などを報告いたしまして、ご意見がございませんでしたが非常に残念だということで皆さん一致しておりましたけれども、ただ、平成24年の1月から長い時間をかけてきた計画をつくってきた経過がございますので、ここで終わりということには当然なりませんし、大きな柱の部分がちょっと残念な結果になりましたけれども、先ほど来町長が言っておりますように、これからの部分で計画を含めて協議していこうというご意見をいただいております。

それとあわせまして、1回目の町長の答弁でもペーパーでお渡ししておりますけれども、地域創生実現プランの策定という新たな事業も入ってきております。これも7月1日に協議会と合わせるような形で1回目の会議を招集する予定でおりますので、そちらと並行した形で今後とも進めていく考えでおりますので、今のご質問に対してのお答えとさせていただきますと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） [登壇] 2月の報告会においては、町民からアンケートをとったとき、ぜひこの事業については積極的に進めるべきだということで、町民も当然この事業の推進を見守っているわけですが、多分協議会においても残念なことはわかるけど、ぜひ進めるべきだというご意見があったと思います。意見というよりもそういうことで今副町長から聞いたので、それはそれでよろしいと思いますけれども、そういうふうに理解しますが、ただ、先ほど副町長の言ったとおり、このバイオマス構想の取り組みの進めにおいては、平成24年に森林バイオマス利用推進協議会が立ち上げて以来、今日もう3年近くまでいろいろと検討されてきたわけです。この検討されて協議会によって積み重ねてきたことは、やっぱり大変これからのこれを進めるときに活かされていくことが大変意義あることであるし、大事なことだと思います。今後とも協議会は継続していくとありますが、この協議会が、検討事項が決して無にならないように少しでも実りあるものになってほしいと私は期待するものがありますけど、町長として最後に、このことに対してどのような見解を持っているかお聞きして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 協議会が引き続いて存続されたということは大変素晴らしいことだなというふうに感じています。中でもそのメンバーの中には、丸玉産業さんから二人の方がバイオマス対応の方が入っております。それは当初からずっと入ってまして、今回のことで脱会をするだとか、そういうことはありません。引き続いて、協議会のメンバーとして一緒に協議をしますということでありますので、大変心強く思っているところです。また、機会を見て、社長とお話ができることがありましたら、またいろんな面でお話をさせていただければなと思っておりますので、引き続いて低炭素社会に向けて、できるだけ地産地消のエネルギーができるように努力してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前10時57分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがって一般質問を行います。

最初に、昨年の議会と自治会長の懇談会でも意見が出ておりましたが、転出入者の個人情報がかめなくて自治会では困っているそうです。私も、円滑な自治会活動を進めるためには、住民構成を自治会長が把握していることが必須条件だと考えております。転出入者に対して、住民登録の際に担当課で転出入者から自治会長、総務部長に対して個人情報を提供してもよいという一札をもらうようにしてはどうでしょうか。

また、自主防災組織を立ち上げた際に作成する防災マップ等についても地域内住民の情報が必要です。総務課のほうでも準備を進めているようなので、あわせて考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

自治会活動に対する個人情報の提供のあり方でございます。まず、自治会内の住民の移動に関する現在の情報の提供ですけれども、転入につきましては、届け出の担当である保健福祉課から自治会の担当課である住民企画課の窓口案内してもらいまして、ごみ・資源物の分別の説明とともに、自治会組織の趣旨説明をしながら情報提供の承諾を得て、当該自治会にお知らせしています。施設入所以外の町内での転居においても、自治会へのお知らせの承諾を得ながら、当該自治会のお知らせをしているところです。また、施設入所による転居や転出につきましては、本人などからご近所や自治会にお話されるだろうと判断いたして、お知らせする体制はとっておりませんでした。

質問の趣旨と解釈しておりますが、行政と自治会は、ともに住みよいまちづくりの

ために協働して取り組むことが必要であることは十分承知しております。自治会におけるきめ細かな活動や、自治会内の地域課題や生活課題について、行政への提言や見守り活動に取り組まれていることについて、改めて敬意を表したいと思います。そうした中、自治会の移動情報の把握に大変ご苦労されていること、さまざまな意見が寄せられていることも伺っているところです。

今後の対応につきましては、ご質問にありました転出入や転居に関しては、各担当窓口で各種手続きがされていますが、円滑な自治会運営に協力する観点から、承諾を得るなど個人情報の取り扱いに十分な配慮をすることを前提としながら、町内の施設入所に伴う転居や転出についても、各自治会への情報提供を行う準備を進めてまいります。

自治会に加入されていない方々が、近年少しずつ見受けられるようになっていますが、人口減少地域における福祉の向上には、地域コミュニティの充実は不可欠なものであり、先の趣旨についての説明を行いながら、今後ともきめ細かな地域住民の相互理解のため、自治会の運営に対して協働して取り組んでまいりたいと存じます。

次に、災害マップなどの作成に必要な自治会内住民の情報提供と管理についてですが、現在町では、法律上守秘義務が課せられています民生委員、児童委員に対し、災害時要援護者名簿を配付しています。これは、津別町が定める「自主防災組織活動マニュアル」に基づく、「災害時要援護者への配慮と対策」を効果的に進めて行くためには、行政が保有する「対象者名簿と地図情報」を自主防災組織とともに共有することが必須の条件となっていることから行っているものです。

同様に、「津別町災害時要援護者支援マニュアル」において、「避難支援プランの作成にあたっては、自主防災組織など実際に避難支援に携わる関係者と要援護者に関する住所や氏名、障がいの状況などの基本的な情報を共有した上で、これら関係者が中心となって、要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等を話し合いながら具体的に作成していきます。」とされていますことから、自治会や自主防災組織が要援護者名簿を保有することは欠かせないと考えているところがございます。

しかしながら、自治会への情報提供については、個人情報保護の観点から、一定の

規約などの整備をしていただくことが必要となります。具体的には、町と自治会の間において情報の取り扱い、守秘義務、管理責任者の特定などを規定した「個人情報保護に関する協定書」を取り交わすこととしており、自治会におきましては、自治会規約に「個人情報に関する取扱い」に関する条文を追加する改正と、その詳細を「個人情報の取扱い方法」として、別に定めていただき、整備が整った自治会への情報提供を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ただいまの答弁いただきましてありがとうございます。ただいまの答弁につきましては、おおむね私満足する回答をいただけたのかなというふうに思っておりますが、答弁の中にもありましたように、私も今回この質問をした意図は、円滑な自治会活動、そして緊急時に対応できるだけのデータベースを自治会として持つていただけることが必要なのではないかなというふうに考えて質問させていただきました。今回の答弁の中で、個人情報についてなのですけれども、平成17年4月に個人情報保護法が施行されたわけですけれども、自治会については、この中にうたわれている5,000人以上の情報を有する事業者には当てはまりませんので、個人情報の取り扱いに関する義務というものは発生しませんが、自治会という公益性の高い団体からして、やはりそれに準ずるべきだというふうに考えますので、こうした個人情報の取り扱い等の秘守契約を町と自治会の間で結ぶことは、やはり必要なことだというふうに考えますので、この点についても理解はいたします。ただ、先行している自治体などのホームページを見ますと、やはり住民に対して個人情報を取得することを周知することが大変大切だというふうに書いてあります。今回、自治会の規約改正の中で当然これは総会などを経て行われるものですから、その時点で住民の周知と考えることもできますが、できれば、いろんな場でそうしたことを今度やっていくのだということを住民の方に知らせることができればいいのではないかなというふうに思います。

それから、もう一つお伺いしたいのは、補足的な部分ですけれども、個人情報については、どこまでも範囲がありますが、今町のほうで渡そうと考えている個人情報の範囲と申しますか、取得とか利用とか管理、どこまでを個人情報として自治会のほう

に提供する考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 住民にも今の議員がおっしゃられたことについて、そして答弁した内容につきまして、機会を見て、またお知らせするような方向で検討してまいりたいと思います。自治会のほうに渡そうとしている情報の中身、内容につきましては、担当のほうから説明させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） ただいまの佐藤議員のご質問でございますけれども、自治会に対して提供する範囲でございます。氏名、これは家族、同居人を含んでございます。生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の連絡先、以上を担当としては考えているところであります。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 今の部分についてはほかの自治体などを見ましても、その内容と同等のものだというふうに思っておりますので、それは納得いたしました。ただ、情報が必要なくなったときの棄却処分の方法、そういった部分もきちんとしなければいけないと思います。このことについて、例えば時期を決めてやるとか、そういったことを考えていらっしゃると思いますが、その辺についてどう考えているのかということをお聞きしたいのと、それから、これを速やかにやっていただきたいと思います。時期的にいつ頃からできるかと聞くのは少し酷なような気がしますが、それもお答えいただけるのだったら、お答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） まず、管理の方法でありますけれども、個人情報につきましては、会長及び会長が指定するものが厳重に保管することとしまして、そこを適正に管理していただくということにしております。

また、不用となった個人情報については、適正かつ速やかに廃棄していただくということを、自治会のほうの規約の中で個人情報の取り扱い方法として規定していただくことと考えてございます。また、周知の方法ですけれども、現在要援護者名簿につきましてですけれども、平成24年度に台帳と地図情報が連動したシステムが導入され

まして、身体障がい者データ、要介護認定者データなど整備しているところであります。これに加えまして、75歳以上の高齢者のみで構成する世帯、65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に昨年民生委員児童委員協議会のご協力を得ながら作成に必要な事項を記載した調査票を取りまとめをしたところであります。現在この調査票により名簿の整理作業を進めているところであります。準備が整い次第適宜自治会のほうに周知を行いたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 次の質問に移りたいと思います。

次に、定住促進について少しお聞きしたいと思います。津別町では、移住・定住促進事業を進めていますが、ホームページや募集にもう少し工夫を加えてはと思ひ何点か質問させていただきます。

まず、1点目ですが、町のホームページの件です。津別町の移住・定住情報のページを開きますと、津別町の紹介、住まい情報、交通アクセス、観光情報、医療、教育、福祉施設の情報が載っています。また、空き家情報やお試し暮らしや行政の補助制度などが載っています。私は、この情報に子育て支援の情報、例えば、中学生まで医療費が無料であるとか、こども園の給食を無償で出すなどといった町の子育て中の親にも好評な制度を紹介していくべきだと思います。ホームページを詳しく見ればわかるようになっていますが、それでは不親切だと思います。ぜひ、移住・定住のページに載せていただきたいと思います。

それから、求職情報が示されていません。津別町に現在どのような働き口があるか、情報を掲載してはどうでしょうか。また、空き家情報も建築年度や面積だけではなく、トイレが水洗かどうか、床や壁の断熱材はどうかといった情報も載せてはどうでしょうか。考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、次の質問の津別町の移住・定住促進事業についてお答えしたいと思います。

ホームページに掲載しています情報が不足していることにつきましては、サイトの更新が十分ではないということ、それとまた子育て支援などの情報も欠落しています

ことから早急に対応してまいりたいと考えております。現在、総務省は、「全国移住ナビ」を通じまして、地方への新しいひとの流れをつくる地方移住の推進に取り組んでいますことから、本町の移住・定住サイトにリンクするよう進めてまいります。

現在、東京在住者の約4割、特に20代、30代の47%、50代男性の51%が地方への移住を検討しており、また、60代の男女は、退職などをきっかけに2地区居住を考えている人が33%に上っています。こうしたことから、「全国移住ナビ」は、移住する上での不安や懸念材料である雇用・就労、生活の利便性のほか、移住に関する情報提供がワンストップで相談できる支援施策を体系的・一体的に推進することを目的に開設されました。

データベースには、「自治体のお知らせ情報」に加え、「仕事情報」としてハローワークの求人情報、新規就農相談センターの求人情報、民間求人情報会社が提供する求人情報を登録し、さらに自治体のおすすめ仕事情報が登録できます。また、「住まい情報」としての民間不動産会社などによりデータ入力や更新を行うことが可能となり、自治体のおすすめ住まい情報も登録することができます。そのほか、「観光情報」や移住者の「体験情報」の登録も可能であり、これまでより格段に情報の量と質が豊富になります。

とりあえず、町では4月に「全国移住ナビ」にお知らせ情報の登録を行いました。町のワンストップ移住相談窓口をリンクさせまして、情報提供を進めていくこととしています。最も重要なことは、情報を適時・的確に更新し、受け手に親切でなければ意味がないと考えております。また、住まい情報として空き家バンクサイトにも物件が掲載できるよう登録希望者との協議を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 何点か再質問させていただきます。

まず、空き家制度なのですが、私今回この質問をするにあたって、道内の自治体20カ所ぐらい移住・定住のページを調べてみました。大変似たような所が多いのですが、やはりちょっと独自の工夫をしているなという所は、やっぱり本気なんだなというふうに感じました。私も今回、ホームページがリニューアルを進めているとい

うことで、それに期待したいと思っているのですが、せっかく調べましたので、ぜひ私の意見も聞いていただきたいと思います。一つは、現在津別町の移住・定住のホームページを開きますと、空き家情報1件だけ登録されておりますが、載っているのは築年と面積と、それから形状だけであります。これは、20 開いて、たまたま大空町さんだけなのですけれども写真が載っていました。写真と希望売買価格が載っていたのですけれども、私は1回目の質問の中でも言いましたけれども、トイレの水洗かどうか、それから断熱材がどうなのか、そうした情報も合わせて取得して載せていくべきだと思います。というのは、向こうの方はそうしたことがわからないのです。ちょっと笑い話ですけど、美幌に移住された方で、農家の方なのですけど、トイレが水洗じゃなかったのです。そうしたら移住した直後に役場のほうに電話が掛かってきて、トイレが壊れているというお話があったそうです。それぐらい向こうの方にとっては、水洗トイレが当たり前で、水洗化されていないトイレなんてあると思っていないのです。実際に空き家情報を見て、これぐらいの物件がいいと思って来たら、トイレは水洗じゃないし、冬は断熱材が入ってなくて寒いと、そういったことが向こうの方は最初から想定していませんから、そうした情報を載せてあげることが親切なのではないかなと思っております。そうした形でやっている自治体もあるということでお考えいただきたいなというふうに思います。

それから、雇用情報なのですけれども、やはりどこもハローワークなどのURLが入っているだけでした。ただ、幾つかの自治体、士幌町さんなんかでは、農家の求人情報を農家の経営者の写真付きで載せておりました。こうした所を見ると、やはり都会から当町に移住して来られる方は、ある程度仕事の当てがあって来ることもあるのですけれども、やはり農業関係の仕事に就きたいとか、林業関係の仕事に就きたいという大枠では決まっても実際に当てがない方もいますので、そうした方向けに津別町独自の求職情報を載せてあげるといいのではないかなというふうに思っております。今年になってから、私もこの件関心がありましたので、美幌町のハローワークに行ってみりました。貼ってある求人情報を見てまいりましたけれども、確かに津別町からの求人情報も載っております。しかし、やはりこうした求人情報だけでなく、もっと細かい、例えば起業できそうな情報ですとか、それから求人情報はないけ

れども、こうした部分では人を雇う余地があるよとか、そういった情報も載せてあげられるといいのではないかなというふうに思いますので、その辺についてぜひ進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 空き家情報については、確かに内容が詳しければ詳しいほどよくわかるというふうに思いますので、そういうことを検討してまいりたいというふうに思います。この空き家バンクの情報をしばらく前から町もつくってはいるのですが、ずっとゼロ件という状況でした。しかし、町を見ますと結構中古住宅の取引がそれなりに進んでいるのもまた事実なのです。先月でしたか、筑波大学の山本幸子助教さんが、空き家の使い方の講演で、まちなか再生協議の関係で講義にみえられて私も聞きましたけれども、そのときにも山本先生が言われていたのは、空き家バンクの情報をただサイトにつくっただけではだめですよということで、なかなか応募してくれないので、つくった側がこちらから出掛けて行って、そして情報を載せるというような努力というのですか、それをしないとなかなかそこにそれなりのものというのは載ってきませんよというお話もされていて、確かにそうだなというふうにも広報などで情報があつたら役場に提供してくださいというのは書いているのですけれども、何か情報があつたときに、こっちからか出掛けて行って内容を聞いて、それを載せていいですかというようなことで、やることは必要だなというふうに感じたところです。

それと、雇用情報、津別町独自の雇用情報というのも私もすごく感じておまして、以前庁舎内の会議の中でも、これ勝手に載せれるものなのかどうなのか、ハローワークとの関係もありますので、それでハローワークともどこまでなら載せれるのか協議してほしいということで話をしたところです。今ハローワークで津別分出している分をそのまま貼り付けるのは一向に構いませんよということで、町の独自情報を載せることも構いませんと。ただ、まとめて就職の相談というか、そういうことをやるのは何かちょっと違反のようなお話も聞かされてきましたので、それでうちのほうとしては、去年ずっと町内の企業を回ったときに、どこもここも人手不足であるということがよくわかりましたので、それで企業のほうに行って、どういう人材を必要としているのか、こういう条件でというようなことを今度、担当のほうでしっかり企業回りを

してもらって、そして、それを載せれる範囲の中でそのサイトに、津別町のホームページの中に載せていくというようなことも進めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 今の件については、了解いたしました。もう少しホームページのことなのですが、移住・定住のホームページを開くと、お試し暮らしというのが今各自治体に載っております。私もニセコ町や釧路市が大変そういったことでは成果を上げているということは新聞などで存じておりますが、津別町の場合は、お試し暮らしに対応できるのが旧町長公宅だと思うのですが、夏場の合宿の時期になりますと、大学のマネージャーたちが住んで、一時期ですけれども対応ができなくなるような状況、期間が起きると思います。ああやって載せている以上は、できるだけ通年で対応できるべきだというふうに思いますが、実は、私このお試し暮らしもちょっと問題な部分があって、10年間のリピーターなんていうと、逆にいうと、これはお試し暮らしではなくて貸別荘をやっているのではないかなと。特に、観光情報なんか載っているというのを見ると、移住する方に観光情報は必要ないだろうと。これは、本当に貸別荘のための観光情報かなと、ちょっと個人的には思ったりもするのですが、かといえ、町の行政の仕事としてお試し暮らしをああやって移住・定住のホームページに載せている以上、やはり受け入れの体制だけは、きちんとしなければならぬと思うので、例えば使っている間は、どこか代替えのものを考えているとか、そういうことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） お試し暮らしも始めてしばらくになりまして、町長公宅を少し改修しまして、そこを使ってもらおうと、有効に使ってもらおうということで始めまして、最初随分いろんな方が比較的長く2カ月とか3カ月とか、そういう方もおられたと思いますけれども、大体来る時期が気候のいいときに来るということがありますので、そうたくさんには1年に1人ないし2人とか、そういう形だったので、ちょうどやはり筑波大学の合宿、そこに女性マネージャーの方たちが数名来ますので、その住宅の確保ということで、そこを提供するとちょうどお試し暮らしで来

たい時期とかち合ってしまったって、なかなか空きがないという状況で去年は希望者はいたのですけれども、残念ながら使っていただけなかったという状況を聞いているところです。以前は、この間、総務文教でも見ていただきましたけれども、相生のふるさと寮、あそこもそれで提供していたときがありまして、実際に大分から来られた方がそこにお試し暮らしで住んで、そして奥の別荘、あそこを購入されて住んでいたこともあるのですけれども、また九州のほうに戻られたということもあります。それで、合宿の関係もありますので、なかなか提供しづらいということもありまして、それで議員もご承知かと思えますけれども、みいとインをつくるときに、これをお試し暮らしにも使ってもらおうということで、炊事ができるような部屋を設けて、なおかつ、コインランドリーも設けて長期滞在ができるようなことにしていこうということで、そこで活用していただければということも含めてみいとインを補助を使って建設しましたので、PRがちょっとまだ不足しているのかなというふうに思っていますので、そこを快適な環境がありますので、利用するようにPRも進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 代替え地としてみいとインというお話だったのですけど、ちょっと私勉強不足か失念してるのかわからないのですけども、お試し暮らしの場合、他の例でいきますと安い所で1,000円から2,500円ぐらい、1日ですね。みいとインでやはりそういった金額にはならないと思うのですけれども、もし長期で行く場合は割引とか、もしくは助成のようなものを考えているのかどうか1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） ただいま町長からみいとインの Condominium 形式のお部屋ということで5部屋用意がされております。情報が本当に十分じゃなくて、まだみいとイン様も宿泊者を受け入れるのが精いっぱい、そちらまで手が回ってないということで、今年度以降、かなり落ち着いた経営をされてきておりますので、そちらの提供と、あと宿泊料が素泊りで今上限が5,000円となっておりますので、長期滞在については料金の相談をみいとインとしていきたいというふうに考えておりま

すので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 わかりました。次の質問に移らせていただきます。

先日、私も新聞報道で知ったのですが、60歳以上のインターネットの利用度は33%ぐらいと。大変低いものになっております。現在、移住・定住の情報につきましては、ホームページなどを中心に周知しているわけですが、そうした方、高齢者と申しますか、60歳以上の方の67%についての紙ベースの情報も必要なのではないかなというふうに思います。移住者向けのパンフレットなどの製作を考えてみてはいかがでしょうか。考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） パンフレットの作成の件でありますけれども、現在津別町の移住・定住情報につきましては、先ほども申し上げましたとおり、ホームページの「ワンストップ移住相談窓口」というサイトでありまして、紙ベースのものは、道内84市町村が加入する北海道移住促進協議会発行の冊子であります「北海道生活体験まるごとガイド」と財団法人北海道市町村振興協会発行の「北海道への移住・交流市町村ガイドブック」の2種類があります。これらは、国や道の移住関係機関や首都圏のアンテナショップなどに置かれ紹介されていますが、町単独のパンフレットは作成しておりません。移住を希望される方は、情報収集の手段をインターネットに求める方が多いと思われるので、まずはホームページの内容を充実させて情報発信を行いたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 確かに、現実に関今移住を求めている方の中では、ホームページを情報入手の手段としている方が多いと思います。ただし、じゃあ使えない人は移住しないのかということ、そうじゃなくて何らかの形で情報を求めるわけであり、先日、政府与党が政府に対しまして提案した中に高齢者移住の促進という問題も、骨太の方針含めてありました。こうした中で、新聞のコラムなどでも話題になりましたけれども、高齢者移住を国が促進すると。それを受ける地方は、早い話、高齢者の医療費などを負担していくと、介護費などを負担していくと。要するに地方への

押しつけだというような部分もあって、この高齢者の移住促進ということについては、我々もこれからいろいろ考えていかなければいけないと思います。

この件につきましても、ちょっと少し横道に反れるかもしれませんが、こうした高齢者移住に対して、他の自治体の首長さんやなんかとお話し合いして意見交換なさっていることがあればお聞かせいただきたいですし、町長もこの件について、どう考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、日本創世会議のお話だというふうに思いますけれども、この北見地区も首都圏から高齢者を受け入れてもらおうというようなことが載っておりましたけれども、過日のオホーツク町村会、定期総会で会長のあいさつでもあったのですけれども、ちょうどそのときに出た、前の日に出たのですか、記事が。それで、うば捨て山的な感じだなということで、何かちょっと地方がばかにされているような感じも受けるなというお話もあったのですけれども、恐らく町村長の皆さんはそういう思いになったのではないかと、私も含めてなったんだと思います。というのは、やはり議員もご承知のとおり、特養だとかさまざまな施設を含めて待機者がたくさんこの地域でもおりますし、どこの地域でもたくさん抱えています。それを将来どうしていこうかということで、いろんな知恵を絞ったり、誘致をしたりとか進めている中で、いきなり何というのですか首都圏の人たちを、余裕が地方にはあるから受けるべきだなんて言われても、ちょっとそれは違うのじゃないかなという感じをしているところです。そんなようなことを現段階では考えているということでお話をさせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 私も同じように考えています。そうした方が移住を促進して大量に来て、一生懸命頑張ってきた津別町民の人たちが、介護施設などに入れなくなるのだったら、本当にちょっと違うのじゃないかなというふうに思っております。当然、都会から移住して来られる方を拒むわけにはいきませんが、そうした場合には、やはり応分の負担をしていただけるようなことが、ルールとして必要なのではないかと思いますので、そのことを申し上げておきたいなというふうに思い

ます。

話をもとに戻しますが、移住促進に関して、やはり町長の1回目の答弁にもありましたように、退職して季節移住をしたいという方は期間移住と申しますか、そういう方は、これからは増えてくると思います。ですから、やはりそういった方に対する対応策を含めて、電話で相談があった際に、ホームページを印刷して送る手もありますけれども、やはり何らかの形で、もし有利な助成金だとかあれば、そうした機会にぜひ案内できる1枚もののパンフレットでも結構ですから、考えていただければなというふうに思いますので、最後に申し上げておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議員もご承知のように今地方創生絡みで、一つには船橋市と特化して今交流も進めていこうということで、Iターンだとか、それから婚活だとかさまざまなことを今進めようとしてまして、つい先日も三日間にわたって向こうのカメラマンというのですか、「My Fun a」発行人とそれから映画、紹介ビデオをつくる会社が三日間ほど津別に来られて、ずっと移住者の住人の方のインタビューをとったりとか、雲海を撮りに行ったりとか、やっていたわけですがけれども、そういうこちらからPRする目線ではなくて、向こうから来た人たちが面白いと思う所を写して行ってもらったというのは、これはまたいいことだなというふうに思っています。それが、今度向こうの船橋のほうで流れるような形になりますので、そういう中で今回の予算の中で工面できるものなら、例えば船橋用に何か移住のそういうパンフレットみたいなものを、そういうこともできるかどうか検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 次に、平成22年度から26年度まで、津別町在住で専門学校や大学へ進んだ生徒を調べてみました。津別高校へ行ってデータいただいて推測したりしたのですけれども、津別以外の高校に進学したりしているとなかなか進路がつかめなくて、あくまでも推測の数字なのですけれども、そう狂ってはいないと思いますが、ここ5年間で平均して毎年35人程度専門学校や大学に通う子どもたちがいます。5年間で175人としますと、そのうち津別町にどのぐらい戻って来ているか

と申しますと、私の知り得る限りで農家で14人、それから自営業、サラリーマン、要するに町場の人間で3人です。平均して35人に対して3.5人、1割戻って来ているかどうかというところなのですけれども。このちょうど勉強にいそしんでいる子どもたちに、その最中に津別町にUターンしてみてもどうですかという働きかけをしてみてもどうかというふうに思います。雇用の場があまりないといった津別町の状況も理解はしますが、考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町で生まれ育った子どもたちが、志を持って大学や専門学校で学び、その英知をふるさと津別で発揮していただきたいという思いは同感でございます。それは、地元高校を卒業して、就職される方も同じではないかなというふうに思っているところです。日経就職ナビの学生モニターの調査結果を見ますと、Uターン就職で苦労したことが書かれております。一つ目として出身地の企業情報量が不足しておりまして、就職活動時に若干不利に感じた。それから、選考中や就職を決める際にも不安要素が大きかったというふうなことが書かれております。また、二つ目として、首都圏での就職活動との両立がスケジュール的にも金銭的にも難しかったというふうにも言っております。また、移住のアンケートにおきましても「希望と合致する職や住まいが少ない」と、「町内企業の求人内容が希望を満たすものではない」というなどの就職には厳しい課題があるということが伝えられているところでございます。国の「まち・ひと・しごと総合戦略」におきましては、地方大学を活用した雇用創出・若者定着戦略として、奨学金を活用した大学生などとの地方定着の促進、それから地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進を上げているところであります。町としましては、先ほども申し上げましたが、ハローワークとの連携はもちろんのことですが、町内のかなりの企業において人手不足が叫ばれておりますので、実態をよく把握しまして、ホームページ上に求職者に伝わる求人情報を載せられるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 今のお答えの中で、奨学金などを使った地方への

就職の定着とありますけれども、これに関しては私は、国もこういう政策を考えているのですけれども、ちょっと問題が違うのじゃないかなとは思っています。やはりお金で地元に戻って来いとするとするよりも、この奨学金に関しては、やはり日本はちょっと諸外国に比べたら遅れていて、返さなければいけない奨学金ばかりで、むしろ返さなくてもいい奨学金というものをやっぱり今後進めていくべきだと私は個人的に考えておりますので、この辺についてはあれなのですけれども、この津別町に戻ってくる場がないというは、本当に私どもも痛いところですが、それでもやはり役場ですとか、丸玉さんですとか、農協さんも大卒にとっていいと言ってますし、あと津別病院あたりでも専門学校を出れば当然就職の場所があるわけでありまして、ほかにも町内企業であると思うのですけれども、そうしたものをやっぱり伝えていくこと。もし僕が札幌で学ぶ大学生なり専門学校生なら、津別町長さんから勉強頑張ってますかと、津別への就職も考えてみませんか、ちょっとお手紙もらったら、すごくうれしくて真剣に考えるような気がします。そうしたことをやって、1人でも2人でも戻って来て、津別のために頑張ってくれるのならいいなというふうに思いまして、今回このような質問をいたしました。何かできることはあるのではないかと思いますので、ぜひこうしたところも検討していただきたいなというふうに思います。

町長のほうからなければ次の質問に移りますが、ございますか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうも、例えば津別高校の入学式だとか、そういったところでも、ぜひこの町に就職してほしいと、そして力になってほしいということをお話しさせていただいています。それからたまに津別病院でも、返さなくてもいい制度を、看護師さんになるのに、そういうものがあるんだよということも伝えたりしているところなのですけれども、なお、いろんなことを考えながらPRを進めてまいりたいと。やっぱり産まれた所の子どもたちが、ここに戻って来てほしいなというふうに思いますので、私のほうも努力をしてみたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 続きまして、3点目の質問に移ります。看板の設置などについてですが、津別町総合計画の後期実施計画の中に、町全体を案内する看

板の設置がうたわれています。前期計画でも優先度が高かったはずですが実施されませんでした。後期計画の中でも優先度はAとなっています。今後どのように事業を推進していくのか考えをお聞きしたい。また、町内の各施設や名所旧跡なども看板や案内標識のデザインの統一を図っていくのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 統一デザインと看板作成についてお答えしたいと思います。「町全体を案内する看板」につきましては、現在市街地各所に散在し、かつ、作成時期もまちまちのため、老朽化したり、統一性がとれていないことから、第5次総合計画で設置をうたっているところです。前期実施計画5年間での設置には至っておりませんが、後期実施計画の中で優先度Aとして最重点項目となっているところです。しかしながら、「歩いて暮らせる木の住まいづくり」を基本理念とした「住生活基本計画」により進めています公営住宅の建て替えや、認定こども園の建設など大規模な事業を進めていますことから、看板の設置場所はもとより、構想が固められずにいるところがございます。

「町全体を案内する看板」につきましては、長期間使用することが求められますし、観光客や来町者に対する町の顔ともなる重要な存在になりますことから、設置する場所や色、デザインなど十分検討する必要があります。このことから、現在、中心市街地活性化などについて協議、検討を進めています「まちなか再生協議会」において、筑波大学の支援とともに十分検討してもらい、提案をいただきながら、統一的なデザインによる看板の設置に向け、事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 私は、少し今の答弁に対しては辛い点数をつけたと思います。住生活基本計画やこども園の構想については、もう数年前から構想が進み、場所も決まっていたことでありまして、私はそうしたものを含めて、じゃあそういうことを言うと、今度まちなか再生事業の計画が固まるまで看板はつくれないということになります。また遅れて、多分この10年間でもつくれないという話になりま

すから、やはり前期計画で計画して優先度が高かったということは、その時点でやはりつくる気があったということで、この事業が遅れていることは私は否めないというふうに思います。やはりどこかで決断してつくれなければならないのではないかなというふうに思います。今回、総合計画のオープニングシンポジウムの中では、ぜひでも総合計画始まったらすぐにでも手をつけていきたいような盛り上がりだったのですが、案に反しまして、それから7年経ってもまだ構想もできてないということですから、ぜひ今回、官学連携という絶好の機会がありますので、この機会を利用してそうしたものをつくっていただきたいなというふうに思います。

それで、私のほうからもう少し質問したいことは、統一された町の大きな案内板ができていくと思いますけれども、他のものを右へ倣いしていくのかどうか。町をイメージ化するということは、ブランドイメージ戦略の一つであります。ですから、色ですとか形ですとか、そうしたものを統一感を持って行うということになると思いますが、この町全体を案内する看板だけを統一して、ほかの施設や観光案内所などの看板については、何か共通項を持たせることをしないのかどうか、その辺について考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 後半の部分については、特にまだそういうところまで考えが至っていません。といいますのは、先ほど事業の遅れというのは確かにそうなのですが、ご承知のように複合施設の建設なども検討したいということで、公約などの中にも入れさせていただいています。それが、このまちなか協議の中でも議論されるというふうに思っています。そうすると、例えば、その複合施設を建設する場合、この場所かどうかということも何も決まっていないわけです。で、役場がその複合の中に入るとすれば、その役場の位置というのは皆さんの3分の2の議決を得て、そして移すような形に地方自治法上決まっておりますので、そういう手続きも一つ一つ踏んでいかなければなりません。そこにもし図書館だとか、そういうものが仮に入ったほうが良いということになると、その矢印や何かも当然必要になっていきます。それらが、今動いている状態の中では、なかなか看板、町全体の看板というのは描き切れないというのが実情ですので、それ以外の観光地だとか、そういう部分については、

その場所でのものというものは、可能なのかなというふうに思いますけれども、中心市街地からあっちへ、こっちへというところが、今度その看板がそこにあることが非常に邪魔になってくるというようなことも考えられてきますし、そういったことを含めて、もう少し様子がわかってくるまで検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕やはり、町長、観光振興などにも力を入れていらっしゃると思いますけれども、地域イメージをつくり上げるという部分では、こうした看板、案内板などのイメージというは、非常に大切だと思います。確かに、今のまちづくりの状況においてかなり難しい部分もありあすが、やはりこうしたものを速やかにつくっていかなければ、それ以外にも地域の事情もあって、観光名所の看板などは非常に老朽化して、もうつけ替えなければいけないものもあると。そうしたものが、今計画の途中でもつけ替えなければいけないのであれば、やはりそうしたところで少し下地になる話し合いをしておいて方向性を出しておけば、そう外れないものをつくっていきけるのではないかなという思いもありますので、ぜひ、こうした部分もまちなか再生事業も町だということだけじゃなくて、その中で積極的に議論していただけるような仕掛けをしていただければいいのかなというふうに思います。

私のほうからは、大変難しい問題だというふうには思っていますけれども、それでもやはり考えていかなければいけない問題だと思いますので、今日、このようにしてお話ししていますけれども、ぜひ早急に検討していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。もし何かあれば。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今議員からお話があった将来きちっとしたものをつくっていく、あるいは部分的にここからは、ここは将来問題ないので、つけてもいいなというようなことを含めた、今議員のお言葉そのまま言いますと下地となるような検討、これは進めてまいりたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 4分

再 開 午後 1時 5分

○議長（鹿中順一君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告の一般質問につきまして順次質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、台湾の彰化県二水郷との交流についてお伺いをしたいと思います。

二水郷との友好都市の関係につきましては、平成24年10月に訪問団が台湾の二水郷に行かれ、いわゆる友好都市の調印を行っております。その後、向こうの都合もありまして交流の関係が途絶えていたと思います。

5月の臨時議会でも行政報告の中で町長は出されておりますが、昨年12月、新しい郷長が就任されて、その後2月に町長は友好都市関係の手紙を出されたということで、どういう内容の手紙を出されたのか、まず最初にお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山内彬君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 台湾二水郷との交流の関係ですけれども、今年2月に私のほうから送付しました二水郷の新郷長への手紙の内容についてであります。そのままこの場所で朗読させていただきたいと思います。

「この度の郷長選挙でのご当選、誠にめでとうございます。貴殿の当選をお聞きし、2012年10月8日に締結いたしました二水郷と津別町の友好都市関係が、大きく前進することを期待しているところです。私も、2014年12月23日より3期目の任期に就き、再び4年間町政の舵を取ることになりました。貴殿とはほぼ同時期の首長就任になりますが、お互いに住民の幸せのため全力を尽くしてまいりましょう。

さて、早速の提案ではありますが、未来を担う子どもたちに交流の機会を与えたいと考えており、できましたら、こちらの中学生を数名そちらに訪問させたいと考えております。どのような時期が可能かご連絡いただければ幸いに思います。

私は、これまで二水郷に3度訪問いたしました、貴殿に置かれましても機会を見てぜひとも津別町においでいただきたく、ご訪問をお待ち申し上げております。」というものでございます。

その後の郷長とのやり取りにつきましては、先ほど行政報告でお伝えしたとおりですが、6月9日に郷長から届いた手紙には、「二水郷は今年の2015年跑水祭を11月14日と15日の二日間で開催することになりましたので、町長及び津別町日台親善協会の皆さま方にご出席いただきますようご案内申し上げます。」といたしまして、さらに「貴町と本郷の中学生による相互訪問交流の件について、二水国民中学校の校長と話し合ったところ、着地接待という方式のほうが実現の可能性が高いのではないかと考えられます。詳しい内容は、双方がさらに煮詰めなければなりません、双方の青年学生交流が早期に実現できるよう期待しております。」という内容でございました。

二水郷との友好都市提携協定書には、「教育、文化、スポーツ、産業、観光、青少年のふれあいなど多角的な交流事業と協力体制を展開し、互惠かつ恒久的な親善関係を築く」としており、その先駆けとして以前よりお話をしていました中学生の相互交流がようやく動き始めた状況になったということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] この町からの内容につきましては今お答えいただいて、内容についてはわかりました。

そこで、今回の手紙につきましては、中学生の交流の訪問という一つについて手紙を出されているようでもありますけども、今後、町として津別町に日台親善協会もごさいますけども、町として友好都市を結んだという観点から、どのように進めていかれるのか考え方につきましてはお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、次の今後の二水郷との交流についてということだというふうに思います。これは国際交流や姉妹都市の交流につきましては、これに関

する行政窓口は総務課となりますが、この度の取り組みは中学生を対象としていることから、教育委員会と学校関係者の連携により進めてまいりたいと考えているところです。

また、去る6月23日に開催されました平成27年度津別町日台親善協会定期総会におきまして、今年度の事業計画が決定されたところですが、協会として二水郷跑水祭に10名程度の訪問団を派遣し、親善の輪を広げることとされました。さらに、事業計画には、「日台親善に係る行政の取り組みと連携を図ります。」と「日台親善協会と親善に係る行政の取り組みをサポートします。」ということが掲げられており、今後におきましても、総務課を窓口にも、協会とも十分連携を図りながら台湾との親善をはじめ二水郷との交流の取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 考え方につきましては基本的な内容で答えていただいたのですが、町長がこの二水郷との交流につきましては、町長の発案というかそういう形で進めてきたいというふうに認識をしております。

この中学生の交流につきましては町の事業というふうに分かりますけれども、協定書、友好都市の協定の中にいろんな形の交流を進めるということで両町が合意をしておりますけれども、この津別の日台親善協会の先日、23日総会を持たれたというふうに分かるとも、これ親善協会に町としてどのように支援していくのかお伺いをしたいと思います。

というのも、多分、日台親善協会は会員の会費で賄われているというふうに分かっています。何か10名の方が行かれるということで今お答えがあったのですが、台湾に行かれると十五、六万ぐらいはかかるのではないかなと。そうしますと10名行かれると150万円以上もかかると。会費につきましては限られた恐らくそんなに多い会費ではないかと思っておりますけれども、今後、長く続けるにあたって、津別の日台親善協会と町のかかわりについて、ただ民間にやらせておけばいいんだという感覚でいくのか、町もそれなりの支援をしていかれるのか、それあたりについて考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 親善協会の支援でありますけれども、これは現在のところ事務局員を役場の総務課が担って対応しておりますので、そういう人的支援を行っているということでご理解をいただければというふうに思います。

私も顧問という形になっておりますけれども、この総会に参加いたしまして10名の予算が収入で組まれて同額が支出で出されるという予算上の組み立てでありましたので、自分たちのお金で行くと。そして、なおかつ、確か5万程度のお土産、それも親善協会として用意をしていきたいというふうな予算書になっておりましたけれども、そういう形で進められるというふうに認識しております。

いよいよ本格的になってきそうだなという心配になってきましたので、交流が続くと、今とりあえず先駆けとして以前からずっと言っておりました中学生の交流がようやく緒につこうとしているところでもありますので、その後、さまざまな先ほどの協定書の内容の中に教育だとか文化だとかさまざまなことがありますので、そういったことが拡大していく中で、町として支援をしたほうがよいというようなことが出てまいりましたら検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 友好都市を結ぶ訪問団がそれぞれ行かれたのですが、その後のいろんな行った方含めて話を聞いておりますけれども、向こうと経済交流、文化交流含めてやれるのかどうか心配をしている向きも聞いております。果たして二水郷は2万5,000ぐらいの人口というふうに聞いておりますけれども、津別とそういう関係を長く持続させることができるのかどうか、町長も3回行っておられるということで、それあたりの感触は持っておられると思うのですが、民間レベルで先ほど申し上げたとおり町の支援なしに、いわゆる民間というのは何らかのメリットがないとそういう交流は続かないということは常道でございますので、町が二水郷と力を入れるのであれば、それなりの形の支援だとかそういうものを考えていくべきではないかなと思いますけれども、再度そのあたりについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは初めから大きなことは考えていくつもりはございませんし、これは山内議員さんと私もずっと国際交流で20年近く留学生のホームステイも

受け入れてきましたので、そんなにそんなに大掛かりな、例えば大きな会社だとか問屋だとか市場が入って何か巨大なことをするというのはまた別でありますけれども、小さなところから少しずつ広げていこうというやり方ですので、必要が出てきたら対応してまいりたいというふうに思っているところですので、最初から大上段にとというふうには考えておりませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 その点についてはわかりました。

次に、中学生を訪問させるということで明言されておりますけれども、この中学生の相互交流の行政報告にもありましたけれども、いわゆる実施計画的なものをつくって長期的にやられると思うのですけれども、その実施計画をどういうふうにつくるのか、基本的な考え方につきまして、中学生の行かれる目的含めて、どういうふうにやられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 中学生の相互交流に対する基本的な考え方でありまして、この度の郷長からの手紙には、着地接待という方式による費用負担の提案があったところがございます。基本的にはその方向で詰めていくことになると考えておりまして、訪問の時期及び受入れ時期につきましては、これ実は平成23年の11月の訪問のときに、二水郷国民中学校の校長と話し合った経過がございます。そのときに校長より「二水郷の夏は暑く蚊が多いので冬季間が良いと思うと。また、1月15日から25日は期末テスト期間のため省いていただければ」というようなお話がされておりました。いずれにいたしましても、具体的な相互交流計画につきましては、今年の跑水祭に教育関係者を含め3名程度を派遣をいたしまして、当地の関係者と十分協議を行い交流事業を実施してまいりたいと考えております。なお、これに要する費用につきましては、9月定例議会に所要の予算を計上したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、それから交流の目的の関係でお話ございました。その部分でいきますと、中学生というのは21世紀を担う夢多き中学生がお互いの町での生活体験や異文化と交流をとおしてアジアの歴史だとか、教育、文化の違いを肌で感じてもらうとともに、

今後のグローバル化に対応できる人間性豊かな人材育成を目指したいという内容で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今年の中学生を派遣するための事前調査というのか、そのために3名程度派遣したいということで今お答えあったのですが、今朝ほどの朝刊を見ると、もう中学生を3名派遣するというような数字を具体的に新聞に出ておりますけれども、この中学生を今段階でどれぐらいの人数を大体交流のために派遣するのかわかればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 中学生の交流についてですけど、後ろに道新さんも来ておられますけれども、これちょっと聞き違いがあったのかというふうに思います。中学生3人ではなくて、教育関係者を含めて具体的な打ち合せのために3人行かせたいということであります。実は、それに向けて既に中学校の中でもさまざまな協議が行われているということで、教育委員会からの資料もいただいているところです。それでいきますと、先ほどの交流の目的もありますけれども、中学校のほうとしては、特に中学生はいつも助けてくれる親がそばにいるということで、そうした親がそばにいないため、大きな向こうに行くことによって試練になるが、それを自分の力で乗り越え、これからの人生を歩んでいく上での自信につなげてほしいというような考え方を持っているということです。

そして交流のあり方として交流のメニューについては、授業体験でいきますと学校訪問をして数学、体育、書道この辺は言葉がわからなくても参加できる事業になっているということでもありますので、これらを中心に部活の参加だとか、あるいは簡単な中国語の理解、日本文化の紹介なども中学生が挑戦してみようということです。それから史跡などの見学、中国との関係もございましてけれども、社会科で学んだ史跡名所を訪ねて日本の文化との違いや共通点、そして課題を考えていこうということです。そして交流の時期につきましては、冬が望ましいということでもあります。数日の休暇に冬休み以外は、夏休みはいろいろ部活だとかさまざまなことがありますので、冬休みの部活動を考慮すると、どちらかという冬が望ましいということで、数日の、も

し授業中に行くとなれば休暇扱いとなり授業を回復することがちょっと困難になるので、冬の休み中にとというのが望ましいのではないかと。それと交流の対象学年については1、2年生が望ましいというふうに考えているということです。3年生でも夏休みまでなら可能でしょうということです。人数につきましては、4名から6名の1グループ、一固まりが基準になればということです。これは男女同数の固まりにしたいということです。4人であれば男2、女2ということですね。6人であれば男3、女3ということで、そういうことが望ましいのではないかとということです。それから交流の日数につきましては学校訪問、それから史跡見学などが実施となると3泊4日から4泊5日とし、うち2日程度を学校での研修、交流に充てたいということです。それから最後に費用の考え方ですけども、全額公費により学校代表として選んだ生徒を派遣することが望ましいというふうに考えているということで、参加者を公募又は費用負担は中学生だよというようにしますと、中学生が台湾の魅力をどのように受け止めているかなどの観点から、これはちょっと難しいのではないかとということで、全額公費により学校代表として選んだ生徒を派遣することが望ましいということが今教育委員会、そして中学校側と話し合いが行われている。こういったことがベースにして台湾、二水郷に行って向こうの教育関係者、中学校の校長先生も向こうも含めて協議をして、いつの時期、どんなふうにとということで実施計画をつくってきていただければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 〔登壇〕 実施計画のある程度具体的な中身について伺ったところです。目的も含めて今お答えいただきましたけども、アジアの歴史とか、いろいろあると思うのですが、果たして二水郷に行って、そういういわゆるこっちが思っている内容のものになるのかどうか、アジアの歴史なら北京だとかあっちのほうに行った方がはるかにわかりやすいのではないかなと。田舎のある程度台湾の真ん中あたりの山の、ただの真ん中だというふうに聞いておりますけども、中学生を派遣するわけですから、それなりの初めて行く台湾ですから、それなりの希望といろいろなものを多分持って行かれると思います。あっちに行ってがっかりするような形では

またうまくないのかなと思いますので、それあたり十分に向こうの現状を含めて学校側と打ち合せして、できれば実のあるものにしていただきたいのですが、この交流というのは、向こうからも来るという意味の交流だと思います。この二水国民中学校というのは県立だというふうに聞いておりますけれども、それあたり普通町立でしたらある程度自治体の裁量が利くのですが、県立ともなるとそれなりの我々考える範疇ではなかなかこっちへ来る、そのこともそう簡単ではないかなとも思いますけれども、合わせてそれあたり再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 二水郷で歴史がそこに行ってみるとわかるのかと、そこでいいのかというのは、ちょっとあまりにもまずいのかなというふうには感じるころなのですが、私も何回か行っていますし、そしてそこの中で人々との触れ合いというのが非常に大切だと、国際交流の良さということはそういうことだと思っています。

そういう中で子どもたちが向こうの子どもたち、そして大人たちと短い時間ですけど触れ合うことの中で感じてくるのが必ずあるはずですので、そういうものを今だんだんアジアという所が力を増やしてきているところですが、そういうところをぜひ見て来てほしいなというふうに思います。当然、首都である台北にももちろん寄るような形になるかというふうに思いますけれども、やはり実際に行き、見て、そして自分の感覚でいろんなことをまた考えていくということが大事だと思います。1回行けば津別に戻ってきたら、ニュージーランドに行った子どもたちもみんなそうですけれども、テレビや本でニュージーランドのことを報じられるとすぐ耳にするとぱっとテレビのほうに目が行くというようなことだとか、天気予報でも自分の行った所がすぐ目にいくだとか、そういう関心の度合いが非常に高くなってまいります。

実は私も今回2月に日本ハムファイターズの応援ということもあって名護のキャンプに参加させていただきましたけれども、主目的はもちろんファイターズの応援であるわけですが、やっぱり初めて沖縄という土地に足を踏み入れて、当然名護の反対側にあります基地の問題だとか、そういうものをやはり非常に関心深く道路を通りながらも見ていくと関心が非常に高まって、そしてその前の琉球王国というのはどんな所だったのだろうかとか、思いをはせながら戻って来てから何冊か本を読んだ

りもしましたけれども、そういうことが子どもたちが実際に行って、その土地のことを何か感じてくるということに大いに期待したいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 私がいろいろ申し上げているのですが、中学生の訪問、それから民間団体でいわゆる日台親善協会含めてこれから交流行われると、そういうふうに思いますけども、それより先に反省点としてフィンランドのクーサモを含めてかなり訪問団を送って交流を進めてきたのですけども、多分5回ぐらい行っているかと思いますが、もう断ち切れになって何ら何も影も形もないと。いわゆるそういう状態になるのではないかという心配がございますので、しかとしたそういうものをつくって、行動計画含めてつくってやらないと、それなりの町費を費やして行くわけですから、津別としてもそれなりのメリットがなければ、ただ交流を進めてくればいいというものではないのではないのかなと。お互いにメリット含めて将来にわたってお互いの町がより良いように進むと、そういう形がいいのではないかなと思うものですから今私が質問しているわけでございます。

そういうものを踏まえて、できれば十分に町長の思いもわかりますけども、きちっとした形で進めていただきたいなと思います。

考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今ずっと述べてきたことが私の考えでありまして、そのような形でぜひ進めていっていただければなというふうに思っています。

あまり固く居丈高にまたやるつもりもありません。やっぱりフランクな国が違うもの同志が初めからこういう型にはまってギチッとして、そして話し合いをすることかということではなくて、大きな枠の中では決め事をしながら、そして自由な意思の中で交流をしていくということが大事なのではないかなというふうに思っています。フィンランドの経験もございますし、フィンランドの交流、フィンランド協会に行って大変申し訳ありませんでしたということで謝りに行ったのが自分でありますので、過去のこといろいろありましたけれども、始末はしてきたつもりでいます。そういう経験も自分としても踏まえながら、この二水郷との交流については進めてまいりたいなと

いうふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 次の質問にまいりたいというふうに思います。

社会保障、要するにマイナンバー制度、それから選挙制度について、戦後70年大きな変革ではないかなと考えているところでございます。

これは、まだ国会のほうも成立したばかりで事務方のほうには昨年あたりから、それあたりは恐らく情情的には入っているのではないかと思うのですが、町民にとっては、この二つの法律が大きく変わるという中で、このマイナンバー制度と選挙制度で18歳が選挙有権者になるという形で、今後この二つの問題が特に住民としては不安もあるだろうし、疑問も当然出てくるのではないかなと思います。

それで、次の点についてお伺いをしたいと思います。

マイナンバー制度と行政との関係、いわゆるどういうふうになるのかと、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それではマイナンバー制度の関係です。社会保障とテーマとしましては、質問の大きなところは、社会保障と税番号制度と選挙制度ということになりますけれども、これ別々のものというふうにとらえておりますので、関連付けてはなかなか2つは答えしづらいなというふうに思っています。

それで社会保障・税番号制度の関係のマイナンバー制度と行政事務の関係でございますけれども、これは平成28年1月1日より税と社会保障の手続きにおいて、マイナンバーの利用が開始されることとなります。このため来年1月から役場での手続きの際には、マイナンバーの記載が必要になる場合が出てまいります。ただ、国の機関間での情報連携は、平成29年1月からで、地方公共団体との情報連携の開始は同年7月から予定されているため、大きな動きはその後になるものと思われま。

連携後につきましては、国の機関や自治体などが保有する個人情報をマイナンバーによって紹介できますので、このことにより、従来、各種手続きの際に求めていました添付書類の提出を省略できるなどの負担軽減と利便性が向上するとともに、情報の入力や照合作業の軽減などにより、行政事務の効率化が図られます。また、所得など

も的確に把握されまして、税の申告漏れなどをなくすことも可能になると考えているところでは。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] いわゆる28年1月、その前にそれぞれ国民全部にナンバーをある程度手続き上ですけれども、10月あたりからこの関係について進められると。28年の1月にはカードを発行するという形に多分なるのではないかなと思います。もう、ある程度時間がないような気もするわけでございます。それで今言われたとおりカードが発行されるということは、即必要に応じてそういう部分が事務的に行われるのではないかなと思います。

そこで、町として28年の1月まで対住民に対してどういう周知と、この制度がどういふ住民と行政とのかかわりがあるのか含めて、情報を知らせる手段がいろいろあろうと思うのですが、それあたりどういふふうにされるのか、今の時点で考えられているのでしたらお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいまご質問のあった部分について私のほうからご説明させていただきたいと思っております。

まず基本的なマイナンバー制度に係る住民周知につきましては、広報の5月号に掲載しているところであります。引き続き必要に応じて広報を利用しながら住民周知を図っていきたく思っておりますし、もう一方でホームページにも掲載し住民周知を行っているところであります。

ただいまの議員のご質問の中にもありましたように、この10月からそれぞれ国の機関のほうから個人に通知されるということから、それに対応するための条例改正を9月議会で議決をいただきたいというふうに考えております。そういう意味からいきまして、その前段に開催されます所管の委員会での内容についての考え方を提示し、協議をいただくところでありますけれども、引き続き28年1月からスタートする内容を含めまして、現在、担当課のほうでそれぞれどのような業務を対応していくのかということについて検討しております。9月の議会に向けた所管の委員会の中で頭出しする部分もございまして、12月議会の中で説明する部分もございまして、そういった具体的に町民

の皆さんに該当する内容を煮詰めた段階において、適宜、住民周知を図っていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 今、総務課長が手続きのことはわかるのですが、ご存じのとおり津別の高齢化率を考えると、これ、まともでもなかなかわかりづらいマイナンバー制度を、いかに一人一人がカードを持って自分の個人情報を含めて自分がある程度守らなきゃならないのですが、それあたりの扱い含めて自治会ごとに出向いて出前講座をやるとか、チラシだとかポスターだとか、そういうのをある程度わかりやすくつくって、対住民にこの関係について周知をしながら、いろんな疑問点だとか、いろんな形で住民から声があろうと思います。そういうものを、この10月から来年の1月までは時間ないのですが、これをやらないと住民が混乱を招くのではないかなと。かつ、今全国で特殊詐欺含めて、このカードの問題について非常に神経質になっていますけども、それあたり含めてやっていただきたいなというふうに思いますけども、その点について考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいまご指摘のあった内容についてはそのとおりだというような認識をしております。そういった意味でも先ほど条例改正の部分で少し触れたように、各所管する分野ごと、例えば税に関して、あるいは住民の窓口、戸籍住民票、印鑑証明に関して、もう一つ大きく言えば福祉の窓口、福祉サービスに関して津別町はどのような形でのカードの利用を図っていくのか、そういう具体的な業務の進め方、内容を煮詰めた段階におきまして、その担当課のほうとも十分連携を図りながら広報にそのチラシを入れればいいのか、議員のほうからご指摘があったようなまちづくり懇談会や自治会の説明を行うべきなのか、そういったことについても十分連携を図り対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 そういうことで慎重かつ住民のほうに十分なる説明をしていただきたいなと思います。

次に、いわゆる個人情報の安全性について問題があるのではないかなと思います。

日本年金機構の問題で、相当この問題については国レベルで今議論をしている最中なのですが、絶対ということは多分ないというふうに思います。この個人情報の安全性について多分セキュリティー対策については十分に考えられていると思いますけれども、このセキュリティー対策など、先ほど総務課長は条例改正をしなければならぬと、今の既存の個人情報保護条例を改正するのか、新たにこの部分について条例を整備するのか、それあたり含めて、これあたりの対策について考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず、このマイナンバー制度というのが、これは町にとって全国の市区町村にとって法定受託事務であるというところです。ですから国の事務なのですが、それを町が代わって進めていくということですので、それに対して国からもこういう形でということで、さまざまな通知等々も来ていますので、それらも参考にしながら進めていく形になっているところでございます。

そして個人情報などの安全性についてでありますけれども、町としましては、これまで個人情報保護条例及びセキュリティーポリシーに基づきまして、委託業者も含め慎重に取り扱っていますが、マイナンバー制度下においては、さらに厳格な取り扱いが求められるため、条例及びセキュリティーポリシーを改正し、対応することとしています。マイナンバー制度における個人情報の漏えい等のリスクにつきましては、個人情報とは同じところで管理されるのではなくて、国税に関する情報は税務署で、町の情報は町で、年金に関する情報は年金事務所でといったように、これまでどおり情報は分散して管理されます。

また行政機関間では、行政専用のネットワークでありますL GWAN回線を用いまして、全国2カ所に設置される中間サーバーを経由して情報がやり取りされますので、国の管理下において情報漏えいなどがないように管理されるところです。さらに各行政機関間において、マイナンバーではなく行政機関ごとに異なるコードを用いますので、万が一漏洩したとしても遮断することができ、個人情報が一度に抜き出せない仕組みになっております。町としましても町の管理下におけるシステムなどにおいて、漏洩事故などが起きないように点検に努め、改めて職員に対する情報セキュリティー教

育を進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 今お答えいただいたのですが、やはりこれあたりの心配を、絶対ということは多分ないと思うのですが、ないように十分なるひとつ体制を整えていただきたいなというふうに思います。

次に、公職選挙法が変わって18歳以上の方が選挙権を有すると、そういう制度改正が行われるということになりましたけども、早くて来年の参議院選挙から適用される見通しということになって、順次地方までこの部分が下りてくるのではないかなと思っています。

それで、この問題については、早くから国のほうで議論をされていたわけですが、町長として、この関係の所見というのですか、それとこの改正によってこちらの地方としてはどういう効果があるのかどうか、考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 18歳選挙権に対する所見と制度改正の効果についてであります。6月17日に公職選挙法改正案が全会一致で可決され、来年夏の参議院議員選挙から適用される見通しになったところです。18歳と19歳の未成年者約240万人が新たに有権者に加わりますが、世界的には既に多くの国が18歳から投票権を得ていますので、日本も世界水準にたどり着いたものと思います。新たな有権者の皆さんには、よく考えた投票を行い、日本の未来に参画してほしいというふうに考えています。そして、政治において若者の声が生かされる効果を期待したいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 昨今の国政レベルの選挙においては、若い人の投票率が悪いというふうに報じられておりますけども、やはり急に18歳以上がこういう形になるということで、恐らく来年から該当される有権者については、これに対するいろんな知識だとか勉強について非常に時間がないというふうに考えられます。

そこで、それぞれ恐らく18歳以上というのは高校生が該当になるというふうに思い

ますけれども、学校教育において影響があるのではないかというふうに推測されますけれども、そういう点については町長はどういうふうに考えられているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 学校教育に対する影響についてでありますけれども、18歳の誕生日を迎えた高校3年生も投票することができるようになります。既に各地の教育現場では模擬投票など主権者教育が始まっていると聞いているところです。学校で友だちと政治と民主主義を考えることは大変良いことだと思います。政治的中立を確保しながら政党や候補者の政策や公約を理解する能力を高めていってほしいと思います。その方向で学校教育が行われることに期待したいと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今のお答えでは学校教育に期待したいというように考え方を答えになったのですが、やはりこういう問題は、政治教育というか学校だけで取り組むものではないかと。ということ、やはり有権者になるわけですから、いろんな形の広い幅のものが恐らく対象となる生徒含めてそれぞれ吸収しなければならないということから、家庭や地域だとかそういう、いわゆる学校以外でもいろいろ取り組んでいく必要があるのではないかなと思いますけれども、この考え方について何かあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 学校の部分については、教育委員会のほうからちょっと資料をいただいたところなのですが、津別高校のほうにこの関係で18歳の投票権の関係でどのような公立学校として対応をされるのでしょうかという聞き取りを行ったところ、今のところオホーツク教育局から政治や選挙に関する副教材というのが何冊ありますかということで必要部数が報告されるように、これは既に報告していますということで、教科としてはまだ具体的にどういうふうに取り組んでいくかという、そして時期も含めてまだ未定というふうに聞いております。

それと選挙制度、公平な選挙のあり方等々を、これはやはり選挙管理委員会という組織もございますので、そこでいけば本来議会のほうにも参加いただいているという

ことにもなるのかもしれませんが、そこを中心に制度のPR、そしてあり方等を伝えていてもらいたいなということで、行政は行政のほうでまたしっかりできることをやっていきたいというふうに思います。

○7番（山内 彬君）　〔登壇〕　終わります。

○議長（鹿中順一君）　暫時休憩します。

休憩　午後 1時58分

再開　午後 2時10分

○議長（鹿中順一君）　休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います

次に、5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）　〔登壇〕　ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告のとおり質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

町有建物の形状及び管理について質問させていただきます。

お断りするまでもありませんが、私は建築などに関して全くのど素人で、何の知識もありません。したがって、最近のはやり廃りなどの形状についても全くわかりませんが、最近の公共の建物が時代の流れなのかな、変化してきたなというぐらいは感じております。このところ、さんさん館やまちなか団地、特賃住宅など次々と建設され、色が暗いとか派手だとか、この議会でも話題になってきました。今回は、新たにできた旭町団地が明るく落ち着いた色合いで公共の建物としては万人の目に納得していただいているのだろうというふうに思っておりました。しかし、過日、旭町団地にお住いの方から呼び出しがありまして、行ってお話を伺ってきたところです。旭町団地は、入居からもう既に1年ぐらい経過して、一冬越してみても、大まかに三つの問題点があるんだというふうにお聞きしてきました。一つは屋根の勾配が素人目には真っすぐに見えたのですが、それがなく春先、屋根からの雪解け水が玄関前に山状の氷をつくと。出入りが危ないのだと、滑って転んだりもするんだよという話でした。玄関が舗装された敷地より若干だと思っておりますが低くなっております。バリアフリーでそれ自

体はいいのかもしれませんが、低くなっているために水が入ってくるということです。見てみましたら外側の玄関の引き戸は地面に埋まっているような状況で、上がり框もない本当のバリアフリーなので、これはちょっと大きな雨が降ったら大変な思いをするのだらうなというふうに見させてもらいました。

それから、もう一つは雪解け水とか大雨が床下にたまる場合があるということで、1回はポンプで捨ててもらったんだよという話でしたが、どのうちもそういうふうな状況ではないというふうに聞きましたが、お話しされた方は湿気が上に上がってきて壁など傷めたら困るんだというふうなお話でした。そういったご心配もありますし、あともう一つは、高齢化ゆえに敷地が非常に広い、公園のような敷地でございますので、管理ができないんだというお話です。私も何人か知り合いの方も入っておりますけれども、高齢者と病人と、そういったような人が多いのかなというふうに思っておりますが、自分もこの年になってみて、家の周りの草もあまり取れなくなってきた、足や腰が悪いということではよくわかるのですが、これだけの敷地を管理するのはちょっと無理だらうなと、大変だらうなというふうに思います。そういった私の受け取りもありまして今回一般質問としてこの問題を取り上げさせていただきました。

入居者の説明会も行われたというふうに聞きましたが、納得がいかないという方もいるんだということで私が呼ばれたようです。こういう雪の降る地帯、降雪地帯の公共の建築物の屋根の形状について、湿地対策あるいは広大な敷地の管理何かについて、やっぱり現時点では問題があるのだらうというふうに感じましたので、入居者の訴えをどのようにとらえられ、どのような改善策をお考えなのかお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 茂呂竹さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 町営建物の形状及び管理についてでありますけれども、まず旭町団地の関係でご質問がございましたのでお答え申し上げたいと思います。旭町団地の苦情対策についてですが、旭町団地はプロポーザル方式によりまして平成25年度と26年度で4棟20戸の町営住宅と特定公共賃貸住宅の買取事業として建設いたしました。

この団地の屋根の勾配は、居間側に採光を取り込むため玄関側につけて、落雪

を防ぐために2%勾配に抑えています。玄関側の軒先は1メートル60センチを確保し、屋根から落ちた水は犬走りのトラフや砂利に排水処理されるようにつくられています。また、ユニバーサルデザインを採用し、玄関と通路はバリアフリーとなっております。

今年は度重なる大雪が続きまして、除雪がままならない状況となり入居者も高齢者が多いことから玄関前に降り積もった雪は、日中の暖かい日でも日陰になるため屋根から落ちた水で軒下が凍り、犬走りに処理されず、玄関前や通路が凍り危険な状態となりました。

通路との勾配も軒下が凍ったことで逆勾配になり、水が玄関に入って来る状況になったことから、凍結防止剤とビリ砂利を散布して対応したところですが、軒下の犬走りが凍結しますと、排水処理ができなくなることから、今後の対策としましては、屋根の水を落とさないよう、樋や雪止めの設置や雁木などで玄関前の通路を確保しようとして現在、設計コンサルタントと協議を行っておりますので、確実な工法が決まり次第実施する考えであります。

次に、床下点検口地下ピットの水たまりの湿気についてであります。地下ピットは風除室側の物置と洗面脱衣所に、地下90センチに設置しています。旭町地区は地下水の水位が高く、特に春先は雪解け水で水位が上がります。すべての住居に水がたまるわけではなく、地下水の通り道があると思われれます。住居の床下、地下ピットの周りはコンクリートを打って囲い、蓋につても防水加工をしていますので、湿気が上がってくることはありません。

春先に地下ピットの点検調査を行い、10センチ程度たまった水を汲み上げ、止水材による補修を行っていますが、場所の特定には到っておりません。現在、一部風除室、物置に水が数センチたまっていますが、風除室の為問題はありません。ほかは水が染みる程度であり、地下水位も下がったと思われれますが、調査点検を継続し、今後とも水がたまるようであれば地下ピット内コンクリートに防水処理を行い、地下水の流入を抑える考えであります。

次に、敷地の管理についてですが、団地内の広場は芝生が多く、高齢者には管理が難しくなります。旭町団地は住宅料のほかに駐車場使用料と共益費を徴収しており、共益費には敷地内管理費として草刈費が含まれていますので、草刈りは町が行って

ますが、住宅周辺や道路の最低限の範囲でのごみ拾い、草刈り、清掃などにつきましては入居者に協力をお願いしているところがございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 ただいまご答弁いただきました。プロポーザル方式ということで町は買い取ったということなのですが、私もあまり所管でないものですからよくわかりませんが、このプロポーザルで買い取る場合、その前にどういう設計をされて、どれを採用するかというところの段階ではチェックはないのでしょうか。

屋根の形状についてなのですが。

○議長（鹿中順一君） 建設課金野主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいまのプロポーザルにつきましてですけども、基本的な事項につきましては、予定価格を公表いたしまして事業者を募りまして、それに対してプレゼンを行いまして選定業者を決めるということになってはいますが、その中で屋根勾配などについては極端なあれはありません。ただ条件としまして面積、各住居のタイプ別などを言っております。それに対してプレゼンを行いまして決めるわけで、金額が安いからといってなるわけではありません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 採用のときに屋根は入っていないというふうに言われたら、私はこの次に二の句が継げないのですが、確かにそうだったのだろうというふうに思います。しかし、津別で生まれ津別で育っている私にしてみますと、雪が降らない冬は一度もこれまで70年間生きてきましたがなかったと。私が見回すところ、どの家も屋根の雪が自然に落ちるように、大小はありますけど角度は付け、勾配は付けています。ですから勾配を極端に少なくしたとか無くしたということに対して、担当の方はどのようにお考えなのかなというふうに一度聞いてみたいなど。というのは後になりますがこども園も出てきますし、さんさん館も平屋の所は何か平らだなというふうに見回ってきました。まちなか団地を見ましたが、ちょっとはつき

りは横に壁というか、へりが付いていてよく見えませんが、確かに勾配は少ないと。しかし今トタンや何か、屋根の材料がよくなって、多少勾配があれば自然に落ちるようになっていくというふうには何か聞いたことがあるような気がするのですが、この頃の新しい建物にはほとんど勾配がないのかなと。風があつたり、これまでのような軽い雪であれば吹き飛ばされるということもあるでしょうし、この冬の雪は、何というか内地のような非常に重い湿った雪で何回も降りましたので、ちょっと今までとは様子が違っているせいなのかもしれませんが、いずれにしても雪は降ると。その雪が降る雪にどう対処しているのか、建築ご専門の方ならおわかりなのかと思いますが、これはどこに持っていったらいいのかわかりませんが、どなたかお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課金野主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 屋根勾配につきましては、基本的に逆に屋根勾配を付けて雪を落としますと下に雪が急激に落ちますので危険な状態になります。そして旭町団地につきましては、採光を取り入れるために、日光を取り入れるために勾配を玄関側のほうにつけて、その2%程度で緩い勾配にしまして、夏場であればそのまま犬走りで処理されるのですが、今回それが日陰になるということから、まして雪も断続的に多く降ったこともありまして除雪もままならないということで、今回、日陰になって凍って逆勾配になって水が入ったり、その周りが凍るというふうになってしまいました。通常であれば犬走りで処理されるということになりますし、屋根勾配についても急にしますとまた危険が伴いますので、できるだけ雪を落とさないということで処理しております。そして融けた雪については、下で犬走りのほうで処理するという形をとっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 結論的に言うと、この冬のような豪雪には耐えられる構造ではないということなのですね。これまで、去年、おととしの冬ぐらまでは耐えられたかもしれないけど、去年というか、この冬のような雪であれば、これからも耐えられないということなのですね、そういうことになりますかね。

○議長（鹿中順一君） 建設課金野主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 屋根自体は耐えられるという…。

下に落ちた水については日陰が付いたということで、今回そこに犬走りに処理されれば凍ることはなかったという判断をしています。それで今回その水を落とさないような処理を今コンサル含めて検討中ということでやっていますので。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） [登壇] まあ、ご苦労されているのは重々よくわかりますし、しかしあとでも申し上げようと思ったのですが、できてしまってからどうこうするのは非常に大変だと思うのですね。今さら屋根を動かしたり角度をつけるというわけにはいきませんし、後付けになるのだろうというふうに思いますけれども、樋を付けるとか、そういういろんなことをお考えのようではございますけれども、やっぱり最悪のことを考えてつくらないといけないのかな、まして最近は何というかゲリラ豪雨とか、この間も相生にひょう何かが降りましたけれども、ああいう思いもしないようなことが起きてくると。最悪のときに便利はいいけれども災害のときに困るというような、そういうつくり方ではちょっと無理かなというふうに思います。そのことは今わかりました。犬走りの言葉もよくわからないのですが、犬走りが処理するというので次の冬をどんなふうに乗切れるか見させていただくということになると思います。

次、こども園の屋根の設計なのですが、これも私も見に行きに行ったら、やっぱり何というか、丸くなっているほうの尾っぽのほうは真っすぐですね。この冬は住民の方からこども園の屋根に除雪機を上げて除雪しているよという話を聞いて、除雪機を上げているのですかという話なのですが、広いので手で下ろすのは大変だからやってらっしゃったのだと思いますが、そのように大変な思いをして屋根の雪下ろしをされていたというふうに聞きました。

この設計についても、私も議会で何度も全員協議会でお話も聞いたり、皆様のご意見も聞いていたと思うのですが、屋根の構造についての記憶が全くないのです、私自身が。全く記憶がないのですけれども、意見を述べられた方がいらっしゃるというふうに聞いておりますが、委員もそうですが職員の方、それから法人の方が、それ以外の方たちもそうでしょうけれども、雪が落ちないんじゃないかとか、そういうよう

な疑問とかアドバイスはなかったのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） こども園の屋根についてでありますけども、こども園の建設につきましても同じくプロポーザル方式により設計業者を選定いたしまして基本設計におきましては夢つべつ準備会、それから保育士などからの意見を聞きながら進めてきたところ です。

議員の皆さんに対しましては、平成 25 年 3 月開催の全員協議会において屋根を含めた説明をしてきたところでございます。

屋根の雪対策としましては、幼児が落雪事故にあわないよう無落雪とするということで、津別町の平年の積雪は平米 100 センチ、1メートルということにされておりますことから、建築基準法に基づき構造計算を行っております、それを著しく超えるような場合は雪下ろしをするということになりますけども、この冬の積雪は平年を上回るものとなったことから屋根の除雪といたしますか、雪下ろしを行ったものでございます。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） [登壇] 子どもの安全を考えて無落雪にしたというふうにおっしゃられれば、それはそうなのだろうと思いますので、これも見ていこうというふうに思いますが、これから、こういう、この冬のような雪が降ることが長く続けば、これは大変なことになるのだろうというふうに思いますし、屋根が傷んでしまふんじゃないかなという心配もあります、これ以上は、これは追及できませんので、これはこども園のことについては、それでは私は納得はしませんが聞き置くということにさせていただきます。

それから、旭町の団地に戻りますけれども、旭町は、私も 1 年か 2 年ぐらい住んだことがあるのですけれども、あそこはもともと湿地帯で池や田んぼや何かがあったような気がします。もう 40 年も前の話なのですけども、古くから住んでらっしゃる人はそういうあの地域が湿地だということはご存じだというふうに思いますけれども、これ建設の前に地盤の調査というのはされたんでしょうか、そこだけお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課金野主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 地盤の調査につきましては建設する前というか、プロポーザルをやる前に地耐力調査、地盤調査いたしまして、その資料を各候補者に渡しております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） [登壇] 調査の結果はどうだったのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 建設課金野主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ここに資料はちょっと持ってきていないのですが、基本的にはそんなに水は、今回は雪解けの水なので今現実にはそんなにたまってはいない状況になります。

当時は恐らく夏場に調査をかけていますので、それについての資料なものですからその当時は何でもないということで判断していると思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） [登壇] 夏に調査をして、そのときはなかったということで、その結果を業者さんに渡して、業者さんはそれに基づいて設計をしたということですね。それは責任はどこにあるのかということになりますけども、それも今後の課題としていただきたいというふうに思います。

それと、例えば今後春先にしっかりお水がたまった場合はどのようにしたらよろしいのでしょうか、そこにお住いの方の解決の方法というのは、どうしたらよろしいのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 建設課金野主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 地下ピットにつきましては、先ほどもお話ししましたように湿気については処理されていますので問題ないと思います。住宅の中には問題ないと思いますけども、地下に水がたまっているということで、それは定期的に調査をいたしまして、水抜きなり先ほど言いました止水材、防水処理を行うことにしたいと思います。それは今後時期を見ましてまた調査いたしまして、その結果を基に再度

実施をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 この止水とか防水材で処理ができる程度のことなのですね。それでどっとたまっていちいち役場に連絡して、水入ったから取ってくれというような、それぞれのご家庭からの連絡をしなくて済むということなのですね。

○議長（鹿中順一君） 建設課金野主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） こっちのほうで定期的に今後調査をするということにいたしますので、それで水がたまっているようであれば一応水は抜きまして、そこに特定はできていないので特定できれば一番いいのですが、再度全体、恐らく床面、下面、そこに防水処理ということで塗って、そういう処理をいたしまして水を防ぐこととしたいと思います。

現実には、今どこから、恐らく下から浸みてくると思うのですが、それに対しての処理として防水処理をしたいということで思っています。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） 補足で説明させていただきます。ピットにつきましては、点検口ということで基本的に防水処理はしておりません。それで床の物置とか利用する場合については防水処理、防水対策などをしておりますけれども、基本的に点検口につきましては防水処理をしておりませんので、そういった状況があらうかと思っております。

ただ、先ほどから金野主幹が説明しておりますとおり、蓋を防壁というかカビないような素材を使っておりますので、住宅内に湿気がこもるとかそういった影響は出ないようになっております。虫がわいたり、そういったことを気にされている方もおりますけれども、そういったことはないと聞いておりますし、そういうことはありませんので心配しないでくださいということはおっしゃっております。ただ水が出るということで嫌がる方はおりますので、そういった止水処理、そういったもので対応したいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 その水の処理については、ぜひきちっとやっ

ていただいて、いろんな方がいらっしゃいますし、壁が湿気るのが嫌だとか、においがするのが嫌だとか、いろんな人がいらっしゃると思います。

私のうちも大雨が降ると地下のボイラーが自動で止まってしまって、こんなポンプを買って強制排水するのですが、ものすごい量がたまるのですね、だからその気持ちはわからないわけではないので、できれば防水処理で済めばいいなというふうに思いますが、私のうちも防水処理をしましたけれども何の役にも立たなくて、いまだに雨のたびに地下に水がたまるような状況なものですから、ちょっと心配していました。それは、そちらは団地のほうはやっていただければというふうに思いますが。

あと敷地の管理なのですが、素晴らしいですね、あそこの敷地は公園のようで芝生も配置されて舗装とのコントラストがすごくいいのですが、景観がすごく重視した公園のようだなというふうに思って見て来ました。子育て中の若い人の入居も想定しているのだろうというふうに思います。いろんなことを考えてデザインされたんだろうなというふうに見受けてきましたけれども、さまざまな入居者がおりますので、環境とか景観も非常に大切なことは十分理解できますが、今の旭町団地は高台町とか緑町も入っているのかもしれませんが、あちこちの取り壊しのために住み替えた人が余儀なくされて引っ越して来られた方もいます。優先的に入居されたというふうに聞いておりますけれども、高齢者や病人がすごく多いのです。芝生というのは非常に手がかかる、雑草が生えたり何かしまして、芝の管理というのはすごく手がかかるというのは私も経験してわかります。やっぱりそういった高齢者が、いつもきれいに景観を保てるように管理するのはかなり難しいのではないかというふうに納得して帰って来ました。

先ほど町長のご答弁の中で共益費の中で賄われると、除雪費と芝刈りの費用は共益費でやるんだというふうにおっしゃっていますが、雑草を任意で刈るのは違って、芝というのは柔らかいうちに常にきれいに刈らなきゃいけないから、回数も増えるんじゃないかというふうに思いますけれども、低所得者の方たちが駐車場や共益費をお支払いになっている中で賄えない部分というのは出てこないのかなというふうに心配です。一定以上の費用については、町が負担するなどの考えがあるのかなのかちょっと聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課金野主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 芝管理につきましては、6月から10月までの期間、大体月1回程度、大体5回ですね。予算的にはその措置をしておりますので、なかなか今申されたとおり旭町団地につきましては公営団地だとか西町団地から移住されて来た方が多くて、高齢でいるということがありますので、今言った共益地の草刈りについての一部を負担してもらおうということで、かかった経費を全部もらっているというわけではありませぬので、公共的な広場なものですから、その分の一部をいただいているということで月額にしまして100円程度なのですけどもいただいて共益費についてはやっております。毎月管理をしていこうということで予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 草刈りについては、この旭町団地だけじゃなくて、あちらもこちらも実はよその町も、自分のうちでない所はなかなか草刈りをしてもらえないというのは実情はよく聞いております。

そういう中で、伸びっ放しになってちょっと環境上あまりよくないものですから、それで少し多めに草刈りをしていこうということで回数を増やした状況です。そのときに共益費の中で今金野主幹が言いましたように、若干、草刈り分もいただきますよということでしておりましたので、町のほうがかかりお金を出しながらやっているということでご認識いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 今町長からも旭町団地ばかりじゃなくて、あちこちで草を刈っているというふうなお話がありました。最近、私もずっと感じていたのですね、公営住宅、入居者の人も草を刈ったりしない人もいらっしゃいますし、空き家も私の自治会何かはあります。だれが掃除するんだというふうに近所の方がすごく気にしているんですね。だけど、それは大家さんが町だから町にしてもらおうほかないんじゃないのというふうに思っているのですが、それでいいのかなというふうにもちょっと心苦しいところもありますけれども、やっぱり例えば入居者、今旭町の話

しているのにちょっと外れてしまいますけど、入居者に勧告をしていただきたいなどというふうに思うんです。まず1回目は、草刈りましょう、お掃除しましょうというような勧告をしていただいて、それが実行されない場合には、もう一度ぐらいの勧告をしていただければというふうに思いますし、空き家は、やっぱり大家さんは町なので適当な管理をしていただければというふうに思いますが。旭町の話に戻りますけれども、月100円の草刈代をいただいて町が6回ぐらいは刈るのだというふうなお話でした。私は、ぜひそうしていただきたいというふうに思います。難しいのです、年をとった人がひざが痛いのに、腰痛いのにということで草刈りをするのは非常に酷だというふうに思いますので、ぜひ優しいお気持ちで続けていただきたいというふうに思います。

私も、これ以上言うことはないのですが、一言だけ偉そうに聞こえるかもしれませんが、ぜひ聞いていただきたいというふうに思っています。今後また公営住宅など建設の予定がありますけれども、やはり役場職員の方が現状から出発して想像力を持って改良する必要を強く感じています。先ほども申しあげましたけれども、完成してからあれこれいじるのは大変難しいし、出費もかさみますので、居住者が我慢したり危険な目にあうようなことはぜひ避けていただきたいというふうに思います。

例えば、高齢者が転んで骨折でもしたら、それっきり寝たきりになる可能性もあります。本当に脅しでも何ともなくてなっている人もいます。それで本人、家族に大きな負担を負わせることになりますので、ぜひ予防的にそういうことにならないように気配りをしていただきたいと思います。

それから、安全な住まい。所得の少ない入居者ができるだけ少ないエネルギーで快適に過ごすためには、やっぱり工夫も必要かというふうに思います。例えば、西側に大きなベランダ何かは普通は付けません。それは夏が暑くて冬は日が入らないで寒い。熱を逃してしまうので不経済だということもありますが、風通しを考えて南北に風が通る窓を付けていただければ、津別の場合は自然通風でも電気を使わないで快適に暮らせるのではないかとこのように思っています。これは先人の知恵だろうというふうに思います。やっぱり先人に学ぶ、そして財布に優しい住まいを考えていただきたいというふうに思います。

それにまた津別町は高齢化率が40%を超えていますが、入居者が外の草刈りや掃除何かを頻繁に行えないということがありますので、これからはますます無理になると思います。それで今後新築する場合は、居住周りは舗装にさせていただいて、後、芝生何かは町が管理するというようなシステムでお考えいただければいいかなというふうに思っていますので、配慮したデザインなどを考えていただきたいと思います。

言いたい放題言いまして質問を終わります。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） 今後、西町団地の建設があります。それでプロポーザルでやるようになっております。十分これまでも十分審査しているつもりでございますけれども、さらにそういった支障が今後二度と起きないように十分審査して対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（茂呂竹裕子さん） 終わります、ありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからも、これは建設しましたら、例えば旭町では4棟20戸建っているのですけれども、全部調子が悪いということではなくて、向きによっては全然問題ない棟があつて、それから向きによって今言ったような所が出てくるというのがあります。

それから実際建ってみて風向きが全然変わってみたりだとか、いろんなことが発生してきます。そういう中でまずいことが生じてくるというのが当然あり得るわけでして、そういうものに対しては、それに対して対応をきちんとしていきたいなというふうに考えています。

ユニバーサルデザインというのは、もうそういうふうにしてほしいということではなくて、設計する側がもうそれは当たり前のこととしてやらなくちゃならないことでもありますので、そういう時代になっていますので。それと雪との対応というのですか、ここは北国ならではの非常に難しい部分がありますけれども、そういったことはまたプロポーザルの提案を受けて、その中からしっかり議論しながら選んでいきたいなというふうに思います。このプロポーザルをやる上では、総合振興局の建設指導課のメンバーも毎回入っておりますので、そこも専門的な意見も出されておりますので、

そういったところも助言を受けながらまた今後進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○5番（茂呂竹裕子さん） 終わります。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につきお伺いいたします。

4月から始まった子ども・子育て支援制度により、幼稚園と保育所を一体化した認定こども園が運営されています。幼児教育、保育は、生きていく力の基礎となるためとても大切であると言われていています。保育の質を上げる努力が保育施設にも自治体にも求められていると専門家も話しております。保育サービスの中から次の点について、どのように認識しているかお伺いしたいと思います。

一時保育や一時預かりと書いてありますが、幼稚園の場合は、預かり保育というふうに言っていたかと思いますが、枠が少なく利用できないという声を聞いておりますが、人員が十分であるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 子ども・子育て支援の関係で、まず一時保育・一時預かりの関係です。これに対する枠と人員についてでありますけれども、一時保育につきましては、こども園に就園していない幼児を一時的に預かることでありまして、一時預かりとは、1号認定、幼稚園タイプですけれども、の幼児を午後2時の退園以降午後5

時まで預かることを言います。一時保育の4月、5月の利用状況についてであります
が、4月は利用人員延べ14人、利用日数延べ14日、利用時間延べ91時間で、5月は
利用人員延べ16人、利用日数延べ16日、利用時間延べ98時間となっています。

一方、一時預かりは、4月は利用人員延べ10人、利用日数延べ10日、利用時間延
べ20時間で、5月は利用人員延べ17人、利用日数延べ17日、利用時間延べ33時間
となっております。

一時保育につきましては、こども園で2歳児の利用が予想を超えていますことから、
そちらに保育士を充てたため、何件かお断りしたと聞いております。このため、利用
希望日をずらしてもらいながら対応しているところですが、町内に保育士の資
格を持っている方もいると思いますので、それらも含めて今後対応を検討してまいり
たいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 預かり保育については、幼稚園の子どもたち
が、子どもというか1号認定の子どもが3時間ぐらい預かるということで、料金も3
時間で400円というふうに書かれていたかと思いますが、この一時保育については、
利用していない人が突発的なことがあったり、あるいは、ここに希望日をずらすとい
うことなのではございますが、一時保育はお母さん方の育児の、大きく言うと育児ノイロー
ゼとか、そういうようなことにならないようにというのも一時保育の間口をつくって
いるというか、そういうものに入っています。そういう段階でも、以前の保育所のと
きにも質問したことがあるのですが、これでも2、3日前に一時保育の希望をしない
となかなか受けられなかったという現実があって、今度は結構たくさんの方が採用さ
れているので、この一時保育については、サービスが満たされているのかなというふ
うに思っていたのですが、なかなか利用できなかった。その理由が今述べられていま
したけれども、やっぱりそれはすごく重要な保育サービスの中の一つであるというふ
うなことを考えて、現状スタッフでどうにもならないのであれば、津別町内の中には、
保育士、あるいは幼稚園教諭の資格をお持ちで仕事をされていない方がかなりの数い
らっしゃると思います。それと、そういうことになるのかどうかわかりませんが

も、例えば、ボランティアで登録されている方に、急遽その中でお手伝いが願えるのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申しましたように、こども園のほうで、2歳児の利用が非常に増えているということで、そちらに保育士が対応しているという状態になっています。そこで、何とかずらしていただいけませんか、というようなこともたまにはありながらも、今進めているということでもあります。資格、あるいはボランティアも含めてうまく中で賄えるのかどうなのか。それとも、そういう方たちが必要であるのかどうか、今協議をしているということでもありますので、推移を見たいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 推移を見るというお話ですので、そういうことかなと思います。絶対数がもし足りないのであれば、あるいは、きちっと仕事をするということになって、パートの方を順次増やしていくというふうなことができないのであれば、そのとこでやって、どういう形になっているかよくわかりませんが、自治体で勉強をしていただいて、そして保育ママ制度というのですか、そういう足りない分は専門というか、資格、町がする資格みたいなものをとっていただいて、そして緊急な場合に、そういうサービスに応じられるようなことも含めて検討していただきたいというふうに思いますので、その辺のところ外部の方、資格のない方にある程度の子どもを預かるための勉強をしていただいて、そして手伝ってもらおうというか、そんなようなことがあの中で可能なのかどうか、現時点でわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 今こども園につきましては、6月の入園数が定員110人に対して115入っております。そして、そのうち例えば2歳児につきましては、当初想定していたのは12名に対して16名ということで、想定より多いという部分がございます。あと、障がいを持ったお子さんですとか、そういう方もいらっしゃいますので、そちらのほうにも人がとられるという部分がありまして、思ったように当初人

員配置を考えたよりも人が必要になってきているのが実態です。そして、現在も資格がなくてもパートだとか、そういう部分では使えますので、そういう方も雇い入れて対応しているような状況であります。町内に資格を持っている方も多数いるということは承知しておりますが、なかなか就労には結びついていないというのが実態なところがあります。今後、そういう部分では今一生懸命人を探して、十分皆さんのニーズに対応できるように対応していきたいというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 父母の目でも先生方が足りなさそうな、そういう何というか、きちっと先ほどの小学校であれば支援を要する子どもというような、そこに手がかかるとかということで、計算どおりいかないということであれば、やっぱり人を預かっている所なので、やっぱり何らかの形で人員は確保しなきゃいけないというふうに思いますので、早急に対応していただきたいと思います。

二つ目ですが、今町の中では一カ所、認定こども園一つになって、遠い所の子どもは現実には何分かかるか、そこまでは調べてなくてわからないのですけれども、やはり小さな子どもを持って初めてバスに乗せているお母さん方は、非常にその中で何かあって、具合が悪いときにどうなっているのだろうかというようなことが非常に心配である。大人がついてくれればいいなというようなことも話しておりました。そこも、きちっとして3時間だけ採用するとか、そんなことでなくていろいろ考えられる方法があるのではないかとこのように思って質問していますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど一つ目の部分については、今担当のほうでも手を尽くしているところですが、予算的にも、現形の中で対応できるのか、あるいは補正が必要とされるのかということもありますので、そこら辺も含めて進めてまいりたいというふうに思います。

それから、今二つ目のバス利用の関係ですけれども、利用中に体調を崩したりしたなどのときに、対応できる大人がいなく不安であるという声についてでありますけれども、現在、園児たちについては、こども園の開園によりまして新たに運行を開始し

た活汲線と東岡線を含めまして、上里線、相生線の4路線を走る混乗スクールバスにより通園しているところです。もう一つ、恩根線があるのですが、ここの利用はございません。運行方法に当たりましては、各地の地域説明会での了解を基に進められてきたものと認識しておりまして、混乗スクールバスには、小中学生も乗っていますことから、幼児に何かあった場合、彼らに対応することも一つの教育の場であるとの考え方も出されていたと聞いているところです。

仮に4路線に対しまして、4人の臨時職員を配置した場合、朝7時から8時30分までと、夕方4時から5時30分までの計3時間だけ働いていただく人を探すというのは、なかなか大変難しい状況にありまして、現在の運行方法は、地域合意の基に進められているということから、少し時間をかけて様子を見ていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] ここで実際に、混乗スクールバスに乗せているお母さんの話で、きっと心配をしている声を聞いたわけですが、以前にも園児がバスに乗るといふようなことには、例えばほかの所だと園のバスで必ず保育士の人がついていて、それは今回も、それ以前にもかなわなかったことなのですが、やっぱり子どもの安全というふうなことを考えた場合、それから子どものいろんなところによく出ている子どもの最善の利益というか、そういう観点から考えたときには、私はやっぱり20分以上とかかかるような所なんかでは、やっぱりお母さん方は、ここの地域合意というふうには書かれてますけど、そのときには全く意見は出されなかったのかどうか、その場はわかりませんが、やっぱり心配なんじゃないかな。最初の子どもを乗せる、慣れてくれば、それが普通というふうになってしまうのかもしれませんが、今回、例えば本岐に保育所があった子どもたちが津別までバスに乗って通って来ることになります。そういうふうにしたときに、不安がないということはないんだと思うのです。ですから、合意ももちろんあったし、それから同乗している中学生などにも話をして、何かあったときには頼むよということとはできないことはないというふうに思いますけれども、私はここで4人の今町長のお話で、例えば臨時職員を配置した場合というふうには書かれています。ここに、臨時職員を配置しないと大人の手

は借りられないのかなど。例えば、聞いたお母さんには、じゃあ当番制でそんなに心配だったらバスに乗せてもらったらどうなのかなど、ふと思ったのですが、そういうことが可能になるのかどうかはわからないし、バスが循環していないから着いた後戻れなかったら困るなどというふうなこともありますけれども、やっぱりいろいろ乗れません、人員が確保できませんじゃなくて、やっぱりどうやったらそういう声を生かしていけるのかというようなところ、もう少し親身と言ったらおかしいのですが、話を聞いてあげるといようなことも、これはここでないのかもしれませんが、そういうことってすごく大事なんじゃないかなど。確かに、料金も安く、給食費も出していただいて、ありがたいけれども、やっぱり日々の細かなこと何かでは、ちょっと子育て中の人たちと、違うほうで考えるところにギャップがあるのではないかなというように思いましたので、これもすぐ解決できないかもしれませんが、半年、あるいは1年経って、本当にその子どもたちのお母さん方が、もう一度言われたときには、いや中学生もいるので、中学生にこのようなふうをお願いをしているとか、そんなふうに言われれば、お母さん方もまた安心されるかと思しますので、推移を見ながら、あるいは大人が無理であればお願いを中学生にできるかどうか難しいですが、そういうようなことをして、そういう情報をきちっと親にも返していただければ、また安心されるのではないかというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） こども園がスタートする前に、足の問題は当然大きな問題でしたので、何度も担当も、バスの担当、それから教育委員会の職員も含めて、それぞれの地域で議論を重ねてきて、そしてこの方向で行こうということで決められて4月からスタートしているところであります。

特に、運転する運転手は、そういうことも頭に入れて、気を付けて運転しているかというふうに思ひますけれども、今2カ月、4月、5月、6月間もなく3カ月過ぎようとしていますけれども、そういうお話があったら、じゃあすぐ変えましょうということにはなかなかありませんので、合意のもとで今進んでおりますので、少し様子を見ながら、何か大きな問題点が発生するといようなことが考えられる場合は、また

対策をとっていききたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕お母さん方の話の中では、津別町にはこども園が一つしかない。いろいろ選択する場がないというようなこともありますので、ずっとそういう会議の中に行ってなくて、改めて今回子どもを預けるというふうになっていたのかどうか、この辺のところ詳しいところはわかりませんが、すぐ変えるのではなく、至った経緯だとか、やっぱり相手に納得してもらおうというか、そういうようなことも必要じゃないかなというふうに思うので、要望があったからすぐ、変えられるものは変えていただきたいとは思いますが、そうでない場合には、やはり説明するというか。お母さん方に説明していく、そういうのはここではないかもしれないので、そういう声があったということを逆に園側にでも、もしお話ししていただけるのであれば、なかなかそういうPTAみたいな集まりもないように聞いているので、ちょっと情報が不足しているのかもしれないというふうにも思いますので、その辺のところを把握して、半年ぐらい経ったときにそういう声もあったけれども、どうなのだろうかというふうに投げかけていただいて、このままでいいというのであれば、それはそのまま進んでいくということもあろうかと思いますが、特にやっぱり3歳ぐらいのお子さんをお持ちのお母さん方なんかは、心配だと言っているような声を聞きましたので、やっぱり伝えてあげることは大事かなというふうに思って今回質問していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 地域の声ですとか、保護者の声もいろいろ聞く場も持っていきたいと思っております。子ども・子育て会議も今回7月末をもって新たに任期が変わりますので、そこでまたやはり地域の方も入っていただきまして、そういう認定こども園ができてからのいろいろな話だとか、そういうことを聞く場を持っていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕新しい法人格をお願いしているということで、それ以上のことはありませんけれども、やはり建物はすばらしく、ど

どんどん視察に来る方がいるんだけど、中身というのいろいろ漏れ聞こえるようなところもありますので、担当をしている方は特にいろいろ注意深くとか見守っていったってほしいなと感じてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、5歳児の健診について、お尋ねしたいと思ひます。北海道でも幾つかの自治体が5歳児健診を行っています。学習障害や多動性などの発達障害の早期発見に効果を上げています。現在行われている津別町では、1歳6カ月だとか、あるいは3カ月健診、3カ月健診では、身体の成長だとか見える障がいについての診断に効果を上げていますと思ひますが、社会性だとか学習障害などの発見は、3歳児の成長段階では発見をすることが難しいと言われてています。4、5歳程度になると、ある程度の社会性が身につくことから、これらの障がいを発見しやすいというふうにも言われています。就学前に十分な時間を持って、気になる点について話し合ひ、小学校の生活へスムーズにつなげていくことが5歳児健診の狙いだと思ひています。現在実施されている就学前健診で何らかの障がいが発見されても、親がその事実を受け入れないまま時間がかかり、適切な対応や対策を講じることなく就学を迎えるというふうになります。さらに悪化するというようなこともありますので、5歳児健診の必要性というか、効果を考へて実施すべきではないかというふうに考へていますが、お考へ方をお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 5歳児健診の関係についてお答へしたいと思ひます。母子保健法において定められている健診というのは、1歳6カ月児健診と3歳児健診であり、5歳児健診は法制化された健診ではございません。5歳児健診は、平成8年に鳥取県大山町で初めて実施されまして、平成17年度に施行された「発達障害者支援法」によりまして地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見と発達障害児に対する早期支援が求められるようになりまして、5歳児健診を導入する市町村が増えているところでございます。

5歳児健診の目的は、3歳児健診までの疾病や発育の問題の早期発見ではなく、発達上、行動上に支援を必要とする子どもを早期に発見し、必要な支援につなげ、就学後の不適応を少なくすることでありますが、そのための発達専門医などの専門健診ス

スタッフの確保、就学相談をはじめとする健診事後フォロー体制づくりが困難なために、津別町においては現在まで実施できずにきているところです。

当町の1歳6カ月児健診と3歳児健診受診児の約6割から7割に運動面、言葉、コミュニケーションなどに遅れが見られる子がいます。現在、それらの特性について、保護者と共有することが難しい状況にありますので、集団生活で特性が目立ち始める時期に5歳児健診を実施し、改めて保護者と就学を見据え、相談する場を設ける必要があると考えているところであります。

そのためには、体制づくりが必須でありまして、美幌療育病院、子ども発達支援センター、こども園、それから教育委員会の協力が不可欠であります。なお、現在町が実施している事業としましては、美幌町にある北海道療育園美幌療育病院に委託しまして、こども園と子育て支援センター、児童クラブなどにおいて、保育士などが対応に苦慮するお子さんについて、対応などの指導を受けているところです。

また、何らかの専門的な支援が必要な子どもにつきましては、美幌町子ども発達支援センター「なないろ」に、平成26年度実績で11名が通園しております。このほかに、「美幌児童ことばの教室」や美幌療育病院で専門的な支援を受けているお子さんがおりまして、町から通園・通院にかかる交通費の助成を行っているところであります。また、小学校就学時に「育ちの手帳」を渡しまして、学校内でも気になる子の引き継ぎが行われるようにしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 5歳児健診の必要性については、町のほうでも多分理解がされていて、健診児のスタッフというか専門家がなかなか近くにいないというような状況の中で来ていたのかなというふうに思っていたのですが、正確な、多分厚労省で支援マニュアルみたいなのを使った2007、8年、その頃に北海道でも5歳児健診をする自治体があって、大きな新聞の見出しで見て、これは津別でもしたらいいんじゃないかなというふうに思って聞いたのですがけれども、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、1歳6カ月児健診と3歳児健診の約何割かが、ちょっとというか、いろいろ注意深く見ていかなくちゃならない。そういうようなことが多

分保健師さんのほうで理解されていて、私はそのままずっと記録を残して小学校に行っているからあまり問題ないのじゃないかなというふうにならずにずっと実は思っていたのですが、今年になって育成会のほうにも時々ボランティアでというか行くことがありまして、そこで、育成会は発達支援の子がいますので、必要な子がいますので、そこに集まっている若いお母さん方の話では、やはり3歳児健診以降就学前まで実際に言われることがなかったというのは変なのですけども、何もそう感じていなかったと、健診ではないから。そして、急に小学校に入る前の就学前健診というのが11月か12月か、学校に入る前の2、3カ月前にするのだと思いますが、そのところでいきなり発達障害みたいなことを言われて驚いてしまうというような話を聞いて、改めて津別町の5歳児健診にどういうふうに対応しているのかというふうなのを聞いてみました。私も調べたのですが、確かにもちろん何ていうか専門家にきちっと見てもらわなくちゃいけないというのがあるのですが、厚労省で出している支援マニュアルと一番の先進事例というのは鳥取県でしたか、鳥取県のを見せてもらったのですが、それでわかるのかなというふうな、何か見ると項目が幾つか上がっているのもネット上に出ているのですが、それで発見はできないのじゃないかなと、私が素人なりにも思ったのですけれども、きちっと判定するには、やはりそれなりの専門家に見てもらわなければいけないというふうなことは、もちろんそうだと思いますけれども、この3歳児健診の中で6から7割ぐらいが運動面だとか、言葉だとか、コミュニケーションなどに遅れが見られるというふうなことで、やはり何らかの手当てをしないと小学校に行ったら大変なのじゃないかなというふうに思いますので、法律では5歳児健診というのはなっていないとは言いながらも、津別町の3歳児健診のこの数字を見ると、このままにはしておけないのではないかとこのように思いますので、さらに何か考え方がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 確かに6割から7割というのは、結構多いなというふうに思っているところです。それで今町としては、専門スタッフが小さな町ですので、なかなか整わない。そういうお医者さんも津別病院にいるということにはなりませんので、やはり美幌の協力を得なくてはならないという状況になっています。その中でできる

ことを今町としてしているという状況です。全国的にも、5歳児健診をやっているというのは、これはちょっと2年前の数字ですけれども平成25年度で、北海道で23町村が5歳児健診をしていると聞いています。北見保健所管内では、北見市が5歳児健診を実施して、これは日赤の小児科医の協力を得ながら進めているということですが、美幌町にも療育病院があるのですけれども、実は5歳児健診ということではなくて、健診ではなく相談ということで行っていると聞いています。今後、健診、5歳児健診にできないかどうか今美幌町も検討しているということでありました。置戸のほうも5歳児相談を実施しているということで、訓子府町さんは未実施ということでもありますけれども、そういったことにスタッフがいる、いないが大きく左右いたしますので、先ほど言いましたようにぜひこういうものは、体制を整えていきたいなという思いはありますので一つ一つ、うちの保健師も非常に積極的にかかわっておりますので、進めるような方向で努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今町長の話の中で、道の事例や管内的にはどうなのかというようなこと。それから、担当保健師の話などがありました。実際にこの年齢の子どもたちがどこで生活しているのかというと、大半がこの年代ですとこども園に今年から行っているということになりますので、先生方の健診というのですか、その中で先生方にそういう知識というかがあると、また健診でなくて相談というのですか健診には専門の先生だとか、いろんな人が必要になってきます。相談だとちょっと柔らかくなってくるので、対応の仕方も違ってくるのかなというふうに思いますので、ぜひ先生方について5歳児健診が必要になるというようなことを、なぜ必要なのかというのは私たちが言うことではないと思いますけれども、十分見分けられるというか、そういう目で子どもたちに接してもらえるような研修体制というのか、予算が足りなければ町が出してでも、その職員のそういう意味での質をアップしてもらって、十分発達障害と言われるような人に対応できるような、そんなような取り組みも合わせてお願いできたらいいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほども申し上げましたとおり、美幌の療育病院の先生と契

約を結びまして、時々保育士さんも指導にあたってもらっているところですけども、実情はなかなか保育士さんから保護者にお話をしても、話がなかなか通じないということも聞いているところです。ですから、さらに保育士さんの知識も療育病院の先生に協力していただきながら、上げながら進めていくことが必要かなというふうにも思っているところです。うちの町も平成 21 年度に、他の市町村に先駆けて美幌の療育病院の専門スタッフの協力を得まして発達支援事業を開始しております。平成 23 年度からは、集団教室と並行で実施していました保育所や幼稚園などの訪問支援事業の事業形態を変更したところがございます。そのようなことで、なるべく集団生活の中で、適切な対応が受けられるよう、そして、適応障害を予防できるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） [登壇] 発達障害そのものは、津別町だけの問題でなくて、最近の子どもたちの割合では、どこの町でもすごく多くなってきているような話を聞いたこともあります。以前には、児童相談所の方が津別小学校に行ってみると、こんなような状態だったというような話も以前お聞きしたこともあります。いろんな状況が出てきていますので、一遍にはならなくても少しずつ、それとさっきお話がありましたように保育士さんや、あるいは保健師さんなどがそうじゃないかというふうに言われても、なかなか障がいという言葉がついてしまうものですから、知的障害ではなく発達障害というのはなかなかわかりづらいという部分もあるので、発達障害の内容なども周知するというか、どの範囲がいいかわかりませんが、そういうふうにして発達障害というのはこういうのと、知的障害とは違うのだというようなことと、でやっぱり親がそれを認めないと何もできないというようなこともあって、非常に難しい部分もあるようですけども、やはりたくさんいる子どもじゃない、数がたくさんではないので、やはり津別にいる子どもたちが、いろんな意味で健康で健やかに義務教育を終えられるような関わり方が町全体としてできれば、強いてはやっぱり育てやすい環境ができていけるのだなというふうに言われることにもつながっていくのではないかとこのように思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そのようなことで取り進めてまいりたいというふうに思っています。先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、こども園でも保育士さんがおられて、お子さんの心配な様子というのを園内の中で見かけるわけですが、それを保護者の方に伝えましても、それは保護者の方は見ておりませんので、家庭でそういう状況にないということで理解していただけないということが言われたりしているところです。ですから、保育士と保護者の方たちとの園と家庭でのその子の動きだとかも含めてコミュニケーションをとりながら一つ一つ改善、そこが接点になってますので、進めていければなというふうに思いますし、それに、行政としてバックアップできることはしていきたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 大体話はわかりました。最後に発達障害とかそういうようなものに対する啓蒙というのか、そういうようなこともどこの場面かで、食育なんかもいろいろあります。そういうようなことでも、それは町がすることではないというふうにも思いますけれども、やっぱりそういうようなものがあって、こういうふうになっていくというか、やはり、早く治療の方法がないわけでもないような状況になってきているようにも一方では聞いていますので、子どもの先は非常に長いので、やっぱり適切な手当てが必要なおときには、すべきじゃないかというふうに思いますので、なかなか親が理解してもらえない部分があるというのも現実ですので、その辺のところの啓発活動というか啓蒙活動というか、そんなこともあわせて考えていただければありがたいなというふうに思って質問を終わりにしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日は、これで延会いたします。

明日は午前10時再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時 38分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員